

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
目次	目次	
第1 計画の基本事項 1	第1 計画の基本事項 1	
1 計画策定の趣旨 1	1 計画策定の趣旨 1	
2 計画のめざす姿 2	2 計画のめざす姿 2	
3 計画の位置付け 3	3 計画の位置付け 3	
4 他計画との関連 4	4 他計画との関連 4	
5 計画の期間 4	5 計画の期間 4	
第2 こどもを取り巻く現状 5	第2 こどもを取り巻く現状 5	
1 少子化の現状や要因 5	1 少子化の現状や要因 5	
（1）少子化の現状 5	（1）少子化の現状 5	
（2）少子化の要因 7	（2）少子化の要因 7	
2 青少年を取り巻く環境の現状と課題 14	2 青少年を取り巻く環境の現状と課題 14	
（1）青少年を取り巻く現状 14	（1）青少年を取り巻く現状 14	
（2）課題 20	（2）課題 20	
3 こどもの貧困等の現状と課題 21	3 こどもの貧困等の現状と課題 21	
（1）こどもの貧困等の現状 21	（1）こどもの貧困等の現状 21	
（2）課題 31	（2）課題 31	
4 出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ 32	4 出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ 32	
（1）夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等 32	（1）夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等 32	
（2）少子化や子育てについての道民意識 35	（2）少子化や子育てについての道民意識 35	
（3）北海道のこどもの生活実態 38		○部会意見を踏まえた修正
第3 これまでの計画に基づく取組と評価 40	第3 これまでの計画に基づく取組と評価 38	○上記掲載に伴う頁ずれ※以下同じ
1 取組全体の評価 40	1 取組全体の評価 38	
2 第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価 41	2 第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価 39	

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新 (原案たたき台)	旧 (素案)	備考
(1) 施策の体系 (表の左列は「ライフステージ」) <u>42</u> (2) 目標設定項目の推進状況 <u>44</u> (3) 各ステージの評価 <u>47</u> 3 第2次北海道青少年健全育成基本計画の評価 <u>56</u> (1) 施策の体系 <u>56</u> (2) 目標設定項目の推進状況 <u>57</u> (3) 各基本方針の評価 <u>60</u> 4 第2期北海道子どもの貧困対策推進計画の評価 <u>67</u> (1) 施策の体系 <u>67</u> (2) 目標設定項目の推進状況 <u>68</u> (3) 各重点施策の評価 <u>69</u> 第4 (仮称) 「北海道こども計画」策定の考え方 <u>77</u> 1 計画の基本的な対応方向 <u>77</u> 2 計画の目標 <u>77</u> (1) 計画の基本目標 <u>78</u> (2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている事項 <u>78</u> (3) 「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項 <u>79</u> (4) その他の指標 <u>79</u> 3 目標達成に向けた基本的な方針と具体的な取組 <u>81</u> (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る <u>81</u>	(1) 施策の体系 (表の左列は「ライフステージ」) <u>40</u> (2) 目標設定項目の推進状況 <u>42</u> (3) 各ステージの評価 <u>45</u> 3 第2次北海道青少年健全育成基本計画の評価 <u>54</u> (1) 施策の体系 <u>54</u> (2) 目標設定項目の推進状況 <u>55</u> (3) 各基本方針の評価 <u>58</u> 4 第2期北海道子どもの貧困対策推進計画の評価 <u>65</u> (1) 施策の体系 <u>65</u> (2) 目標設定項目の推進状況 <u>66</u> (3) 各重点施策の評価 <u>67</u> 第4 (仮称) 「北海道こども計画」策定の考え方 <u>75</u> 1 計画の基本的な対応方向 <u>75</u> 2 計画の目標 <u>75</u> (1) 計画の基本目標 <u>76</u> (2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている事項 <u>76</u> (3) 「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項 <u>77</u> (4) その他の指標 <u>77</u> 3 目標達成に向けた基本的な方針と具体的な取組 <u>79</u> (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る <u>79</u>	

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく <u>81</u> (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する <u>85</u> (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする <u>102</u> (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む <u>133</u> (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する <u>137</u> 第5 計画推進のための取組と指標の設定 <u>139</u> 1 (仮称) 北海道こども計画の施策目標と取組 <u>139</u> 2 (仮称) 北海道こども計画における目標設定項目【一部調整中】 <u>142</u> (1) 学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策【調整中】 <u>142</u> (2) 認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業【調整中】 <u>143</u> (3) その他指標 <u>144</u> 3 各ライフステージの取組 <u>149</u> (1) ライフステージを通して <u>151</u> (2) こどもの誕生前から幼児期まで <u>151</u> (3) 学童期・思春期 <u>151</u>	(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく <u>79</u> (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する <u>83</u> (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする <u>100</u> (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む <u>131</u> (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する <u>135</u> 第5 計画推進のための取組と指標の設定 <u>137</u> 1 (仮称) 北海道こども計画の施策目標と取組 <u>137</u> 2 (仮称) 北海道こども計画における目標設定項目【一部調整中】 <u>140</u> (1) 学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策【調整中】 <u>140</u> (2) 認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業【調整中】 <u>141</u> (3) その他指標 <u>142</u> 3 各ライフステージの取組 <u>147</u> (1) ライフステージを通して <u>149</u> (2) こどもの誕生前から幼児期まで <u>149</u> (3) 学童期・思春期 <u>149</u>	

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
（４）青年期 <u>151</u> 第６ 計画の推進 <u>152</u> １ 計画の推進体制 <u>152</u> ２ 計画の点検評価 <u>152</u> 第７ 別表 <u>153</u> 第８ 資料 <u>154</u> １ 用語の解説 <u>154</u> ２ 各種データ <u>155</u> ３ こども基本法 <u>161</u> ４ （仮称）北海道こども基本条例 <u>161</u> ５ 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例 <u>161</u> ６ 北海道青少年健全育成条例 <u>161</u> 第１ 計画の基本事項 １ 計画策定の趣旨 道では、こどもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、本道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、こどもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指して、平成16年（2004年）10月、全国に先駆けて「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」（以下「少子化対策条例」という。）を制定し、平成17年度（2005年度）に、本条例に基づき、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（以下「少子化対策計画」という。）を策定しました。以降、令和６年度（2024年度）まで４期20年に	（４）青年期 <u>150</u> 第６ 計画の推進 <u>150</u> １ 計画の推進体制 <u>150</u> ２ 計画の点検評価 <u>151</u> 第７ 別表 <u>152</u> 第８ 資料 <u>153</u> １ 用語の解説 <u>153</u> ２ 各種データ <u>154</u> ３ こども基本法 <u>159</u> ４ （仮称）北海道こども基本条例 <u>159</u> ５ 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例 <u>159</u> ６ 北海道青少年健全育成条例 <u>159</u> 第１ 計画の基本事項 １ 計画策定の趣旨 北海道では、こどもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、本道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、こどもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指して、平成16年（2004年）10月、全国に先駆けて「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」（以下「少子化対策条例」という。）を制定し、平成17年度（2005年度）に、本条例に基づき、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（以下「少子化対策計画」という。）を策定しました。以降、令和６年度（2024年度）まで４期20年にわ	【１頁】 ○文言修正（平仄合わせ）

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
わたり、こどもを産み育てやすい社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。 また、平成20年度（2008年度）には、「北海道青少年健全育成条例」（以下「青少年条例」という。）に基づき、「北海道青少年健全育成基本計画」（以下「青少年計画」という。）を策定し、2期16年にわたり、青少年が心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組んできました。 さらに、平成27年度（2015年度）には、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて、「北海道子どもの貧困対策推進計画」（以下「貧困対策計画」という。）を策定し、2期10年にわたり、本道の全てのこどもが、置かれている環境等にかかわらず、夢と希望を持って成長できる地域社会の実現に向けて取り組んできました。 こうした中、国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない現状や、児童虐待やいじめ、不登校など、こどもを取り巻く深刻な状況等を背景に、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据え、強力に進めていくことが急務であるとして、令和5年（2023年）4月にこども家庭庁を発足させ、こどもの権利保障等を基本理念とするこども基本法を施行し、同年12月には、少子化のトレンドを反転させるための「加速化プラン」を含む「こども未来戦略」や、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。	たり、こどもを産み育てやすい社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。 また、平成20年度（2008年度）には、「北海道青少年健全育成条例」（以下「青少年条例」という。）に基づき、「北海道青少年健全育成基本計画」（以下「青少年計画」という。）を策定し、2期16年にわたり、青少年が心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組んできました。 さらに、平成27年度（2015年度）には、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて、「北海道子どもの貧困対策推進計画」（以下「貧困対策計画」という。）を策定し、2期10年にわたり、本道の全てのこどもが、置かれている環境等にかかわらず、夢と希望を持って成長できる地域社会の実現に向けて取り組んできました。 こうした中、国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない現状や、児童虐待やいじめ、不登校など、こどもを取り巻く深刻な状況等を背景に、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据え、強力に進めていくことが急務であるとして、令和5年（2023年）4月にこども家庭庁を発足させ、こどもの権利保障等を基本理念とするこども基本法を施行し、同年12月には、少子化のトレンドを反転させるための「加速化プラン」を含む「こども未来戦略」や、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。	

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新 (原案たたき台)	旧 (素案)	備考																																				
また、道においても、こども基本法を踏まえ、こどもの意見表明や社会参加の促進等を規定する「(仮称) 北海道こども基本条例」の策定に向けた議論を進めています。 こうした国の動きや道の新たな施策、コロナ禍を経た道内のこども・子育て世帯の現状、これまでの計画の取組状況の評価等を踏まえ、道では、今後5年間の総合的なこども施策や目標などを定める(仮称)「北海道こども計画」を策定することとします。 なお、本計画では、関係する施策に横串を通すことで、より効果的・効率的な実施につながるよう、上記三つの計画を束ねて一つの計画とします。 (中略)	また、道においても、こども基本法を踏まえ、こどもの意見表明や社会参加の促進等を規定する「(仮称) 北海道こども基本条例」の策定に向けた議論を進めています。 こうした国の動きや道の新たな施策、コロナ禍を経た道内のこども・子育て世帯の現状、これまでの計画の取組状況の評価等を踏まえ、道では、今後5年間の総合的なこども施策や目標などを定める(仮称)「北海道こども計画」を策定することとします。 なお、本計画では、関係する施策に横串を通すことで、より効果的・効率的な実施につながるよう、上記三つの計画を束ねて一つの計画とします。 (中略)																																					
3 計画の位置付け 本計画は北海道総合計画の特定分野別計画、こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画として策定し、関連する次の九つの計画の内容を盛り込みます。	3 計画の位置付け 本計画は北海道総合計画の特定分野別計画、こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画として策定し、関連する次の九つの計画の内容を盛り込みます。	【3頁】																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>計画名。</th><th>根拠(法・通知)。</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td><td>都道府県子ども・若者計画。</td><td>子ども・若者育成支援推進法第9条。</td></tr> <tr> <td>2.</td><td>こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画。</td><td>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条。</td></tr> <tr> <td>3.</td><td>次世代育成支援に関する都道府県行動計画。</td><td>次世代育成支援対策推進法第9条。</td></tr> <tr> <td>4.</td><td>子ども・子育て支援事業支援計画。</td><td>子ども・子育て支援法第62条。</td></tr> <tr> <td>5.</td><td>母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画。</td><td>母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条。</td></tr> </tbody> </table>	No.	計画名。	根拠(法・通知)。	1.	都道府県子ども・若者計画。	子ども・若者育成支援推進法第9条。	2.	こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画。	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条。	3.	次世代育成支援に関する都道府県行動計画。	次世代育成支援対策推進法第9条。	4.	子ども・子育て支援事業支援計画。	子ども・子育て支援法第62条。	5.	母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>計画名。</th><th>根拠(法・通知)。</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td><td>都道府県子ども・若者計画。</td><td>子ども・若者育成支援推進法第9条。</td></tr> <tr> <td>2.</td><td>こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画。</td><td>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条。</td></tr> <tr> <td>3.</td><td>次世代育成支援に関する都道府県行動計画。</td><td>次世代育成支援対策推進法第9条。</td></tr> <tr> <td>4.</td><td>子ども・子育て支援事業支援計画。</td><td>子ども・子育て支援法第62条。</td></tr> <tr> <td>5.</td><td>母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画。</td><td>母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条。</td></tr> </tbody> </table>	No.	計画名。	根拠(法・通知)。	1.	都道府県子ども・若者計画。	子ども・若者育成支援推進法第9条。	2.	こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画。	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条。	3.	次世代育成支援に関する都道府県行動計画。	次世代育成支援対策推進法第9条。	4.	子ども・子育て支援事業支援計画。	子ども・子育て支援法第62条。	5.	母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条。	○文言修正 (誤記修正)
No.	計画名。	根拠(法・通知)。																																				
1.	都道府県子ども・若者計画。	子ども・若者育成支援推進法第9条。																																				
2.	こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画。	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条。																																				
3.	次世代育成支援に関する都道府県行動計画。	次世代育成支援対策推進法第9条。																																				
4.	子ども・子育て支援事業支援計画。	子ども・子育て支援法第62条。																																				
5.	母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条。																																				
No.	計画名。	根拠(法・通知)。																																				
1.	都道府県子ども・若者計画。	子ども・若者育成支援推進法第9条。																																				
2.	こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画。	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条。																																				
3.	次世代育成支援に関する都道府県行動計画。	次世代育成支援対策推進法第9条。																																				
4.	子ども・子育て支援事業支援計画。	子ども・子育て支援法第62条。																																				
5.	母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条。																																				

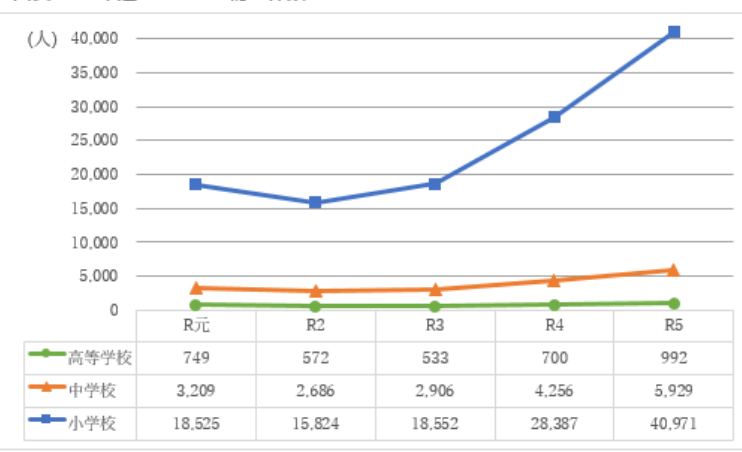
(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）			旧（素案）			備考
6.	母子保健を含む成育医療等に関する計画。	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第 17 条。	6.	母子保健を含む成育医療等に関する計画。	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第 17 条。	
7.	都道府県社会的養育推進計画。	都道府県社会的養育推進計画の策定について（令和 6 年 3 月 12 日付こ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知）。	7.	都道府県社会的養育推進計画。	都道府県社会的養育推進計画の策定について（令和 6 年 3 月 12 日付こ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知）。	
8.	少子化対策に関する実施計画。	北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第 7 条。	8.	少子化対策に関する実施計画。	北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第 7 条。	
9.	青少年の健全な育成に関する基本計画。	北海道青少年健全育成条例第 9 条。	9.	青少年の健全な育成に関する基本計画。	北海道青少年健全育成条例第 9 条。	
(中略)			(中略)			
④ 核家族化			④ 核家族化			【10頁】 ○パブコメ意見を踏まえた修正
三世代同居している世帯の割合及び平均世帯人数ともに減少傾向にあり、 <u>祖父母等から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況</u> にあります。			三世代同居している世帯の割合及び平均世帯人数ともに減少傾向にあり、 <u>家庭内の子育て力が低下している状況</u> にあります。			
さらに、本道では、三世代同居世帯割合が令和 2 年（2020 年）で 2.41%と全国の 4.20%に比べ 1.79ポイント、平均世帯人員も全国の 2.21人に対し、2.04人と 0.17ポイント下回っており、全国よりも核家族化が進行している状況にあります。			さらに、本道では、三世代同居世帯割合が令和 2 年（2020 年）で 2.41%と全国の 4.20%に比べ 1.79ポイント、平均世帯人員も全国の 2.21人に対し、2.04人と 0.17ポイント下回っており、全国よりも核家族化が進行している状況にあります。			
(図表省略)			(図表省略)			

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
⑤ 女性の就業率 本道の女性の就業率は全国平均を下回っていますが、上昇傾向にあり、女性の社会進出が進んでいます。 また、女性の年齢階級別就業率を平成30年（2018年）と令和5年（2023年）で比較すると、特に25～34歳の就業率が伸びているなど、子育て世代の就業者が増加しています。 <u>一方、本道における年代別の女性の正規雇用率（その形状から「L字カーブ」とも呼ばれる）をみると、20代後半から30代にかけて全国との差が開いています。</u> （中略） ⑦ 若年者の失業率 本道における令和5年（2023年）時点の若年者の失業率は、15-24歳で前年比1.1ポイント増加し、全国平均を上回った一方で、25-34歳では前年比1.2ポイント減少し、全国平均を<u>下回っている状況にあります。</u> （中略）	⑤ 女性の就業率 本道の女性の就業率は全国平均を下回っていますが、上昇傾向にあり、女性の社会進出が進んでいます。 また、女性の年齢階級別就業率を平成30年と令和5年で比較すると、特に25～34歳の就業率が伸びているなど、子育て世代の就業者が増加しています。<u>一方、本道における年代別の女性の正規雇用率（その形状から「L字カーブ」とも呼ばれる）をみると、20代後半から30代にかけて全国との差が開いています。</u> （中略） ⑦ 若年者の失業率 本道における令和5年（2023年）時点の若年者の失業率は、15-24歳で前年比1.1ポイント増加し、全国平均を上回った一方で、25-34歳では前年比1.2ポイント減少し、全国平均を<u>下回っています。</u> （中略）	【11頁】 ○文言追加（誤記修正） ○体裁整理（改行） 【13頁】 ○文言修正（平仄合わせ）

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考																																																						
2 青少年を取り巻く環境の現状と課題 （１）青少年を取り巻く現状 ① いじめの現状 道内のいじめの認知件数は令和５年度（2023年度）に４万件を上回り、過去最多となっており、令和元年度（2019年度）と比較して２倍以上となっています。 図表 13 本道のいじめの認知件数[※] <table><tr><th></th><th>R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>高等学校</td><td>749</td><td>572</td><td>533</td><td>700</td><td>992</td></tr><tr><td>中学校</td><td>3,209</td><td>2,686</td><td>2,906</td><td>4,256</td><td>5,929</td></tr><tr><td>小学校</td><td>18,525</td><td>15,824</td><td>18,552</td><td>28,387</td><td>40,971</td></tr><tr><td>合計</td><td>22,483</td><td>19,082</td><td>21,991</td><td>33,343</td><td>47,892</td></tr></table> 北海道教育委員会「令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。		R元	R2	R3	R4	R5	高等学校	749	572	533	700	992	中学校	3,209	2,686	2,906	4,256	5,929	小学校	18,525	15,824	18,552	28,387	40,971	合計	22,483	19,082	21,991	33,343	47,892	2 青少年を取り巻く環境の現状と課題 （１）青少年を取り巻く現状 ① いじめの現状 道内のいじめの認知件数は令和５年度（2023年度）に４万件を上回り、過去最多となっており、令和元年度（2019年度）と比較して２倍以上となっています。 図表 13 本道のいじめの認知件数[※] <table><tr><th></th><th>R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>高等学校</td><td>749</td><td>572</td><td>533</td><td>700</td><td>992</td></tr><tr><td>中学校</td><td>3,209</td><td>2,686</td><td>2,906</td><td>4,256</td><td>5,929</td></tr><tr><td>小学校</td><td>18,525</td><td>15,824</td><td>18,552</td><td>28,387</td><td>40,971</td></tr></table> 北海道教育委員会「令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。		R元	R2	R3	R4	R5	高等学校	749	572	533	700	992	中学校	3,209	2,686	2,906	4,256	5,929	小学校	18,525	15,824	18,552	28,387	40,971	【14頁】 ○図表の修正（折れ線グラフ→棒グラフ、合計欄の追加）
	R元	R2	R3	R4	R5																																																			
高等学校	749	572	533	700	992																																																			
中学校	3,209	2,686	2,906	4,256	5,929																																																			
小学校	18,525	15,824	18,552	28,387	40,971																																																			
合計	22,483	19,082	21,991	33,343	47,892																																																			
	R元	R2	R3	R4	R5																																																			
高等学校	749	572	533	700	992																																																			
中学校	3,209	2,686	2,906	4,256	5,929																																																			
小学校	18,525	15,824	18,552	28,387	40,971																																																			

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考																																																						
② 不登校・ひきこもりの現状 道内の不登校（注）の児童生徒は増加傾向にあり、特に小学校では令和元年度（2019年度）と比較して2倍以上となっています。 図表 14 本道の不登校児童生徒数⁴⁾ <table><tr><th></th><th>R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>高等学校</td><td>850</td><td>798</td><td>822</td><td>826</td><td>922</td></tr><tr><td>中学校</td><td>5,558</td><td>6,177</td><td>7,243</td><td>8,463</td><td>9,613</td></tr><tr><td>小学校</td><td>1,986</td><td>2,696</td><td>3,221</td><td>3,713</td><td>4,554</td></tr><tr><td>合計</td><td>8,394</td><td>9,671</td><td>11,286</td><td>13,002</td><td>15,089</td></tr></table> 北海道教育委員会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。 注) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した者のうち、主たる理由が不登校の者の数⁴⁾ また、内閣府が令和4年度（2022年度）に行った「こども・若者の意識と生活に関する調査」では広義のひきこもり群※2の若者（15～39歳）の割合は2.05%と推計されており、ひきこもりとなったきっかけは「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかった」、「新型コロナの流行」、「病気」、「中学校時代の不登校」の順で多い状況となっています。 このほか、不登校の児童生徒やひきこもりの状態にある人などは、孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者として現在一定程度認識されてお		R元	R2	R3	R4	R5	高等学校	850	798	822	826	922	中学校	5,558	6,177	7,243	8,463	9,613	小学校	1,986	2,696	3,221	3,713	4,554	合計	8,394	9,671	11,286	13,002	15,089	② 不登校・ひきこもりの現状 道内の不登校（注）の児童生徒は増加傾向にあり、特に小学校では令和元年度（2019年度）と比較して2倍以上となっています。 図表 14 本道の不登校児童生徒数⁴⁾ <table><tr><th></th><th>R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>高等学校</td><td>850</td><td>798</td><td>822</td><td>826</td><td>922</td></tr><tr><td>中学校</td><td>5,558</td><td>6,177</td><td>7,243</td><td>8,463</td><td>9,613</td></tr><tr><td>小学校</td><td>1,986</td><td>2,696</td><td>3,221</td><td>3,713</td><td>4,554</td></tr></table> 北海道教育委員会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。 注) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した者のうち、主たる理由が不登校の者の数⁴⁾ また、内閣府が令和4年度（2022年度）に行った「こども・若者の意識と生活に関する調査」では広義のひきこもり群※2の若者（15～39歳）の割合は2.05%と推計されており、ひきこもりとなったきっかけは「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかった」、「新型コロナの流行」、「病気」、「中学校時代の不登校」の順で多い状況となっています。 このほか、不登校の児童生徒やひきこもりの状態にある人などは、孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者として現在一定程度認識されており、		R元	R2	R3	R4	R5	高等学校	850	798	822	826	922	中学校	5,558	6,177	7,243	8,463	9,613	小学校	1,986	2,696	3,221	3,713	4,554	【15頁】 ○図表の修正（合計欄の追加）
	R元	R2	R3	R4	R5																																																			
高等学校	850	798	822	826	922																																																			
中学校	5,558	6,177	7,243	8,463	9,613																																																			
小学校	1,986	2,696	3,221	3,713	4,554																																																			
合計	8,394	9,671	11,286	13,002	15,089																																																			
	R元	R2	R3	R4	R5																																																			
高等学校	850	798	822	826	922																																																			
中学校	5,558	6,177	7,243	8,463	9,613																																																			
小学校	1,986	2,696	3,221	3,713	4,554																																																			

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
り、内閣府が令和5年度（2023年度）に行った「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」では、「失業・休職・退学・休学（中退・不登校を含む）」が、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の上位（<u>20位中8位</u>）になっています。 （中略） （2）課題 本道の未来を担う青少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、<u>未来の担い手である青少年が、成長過程で様々な学びや体験を経て、心身ともに健やかに成長し、社会の一員として、互いの多様性を認め合い自立できる環境をつくるため、家庭、学校、地域社会等の相互の連携の下に取り組んでいくことが重要です。</u> いじめや不登校等の重大な課題に対して、引き続き、未然防止に向けた道徳教育や人権に関する教育、情報モラル教育等の充実と早期の対応が不可欠であるとともに、孤独・孤立の問題については、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたることを踏まえ、様々な関係者による連携体制の構築などに取り組む必要があります。 青少年の非行と被害の防止については利用の低年齢化が進む中、スマートフォンの普及等により、SNSに起因するトラブルに巻き込まれる機会が増えており、インターネット利用におけるこどもの性犯罪被害等を防止することが喫緊の課題です。また、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまう、いわゆる「闇バイト」の横行や大麻等の薬物事犯で検挙	内閣府が令和5年度（2023年度）に行った「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」では、「失業・休職・退学・休学（中退・不登校を含む）」が、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の上位（<u>8位</u>）になっています。 （中略） （2）課題 本道の未来を担う青少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、家庭、学校、<u>地域社会をはじめ、私たち道民が一丸となって、取り組んでいくことが重要です。</u> いじめや不登校等の重大な課題に対して、引き続き、未然防止に向けた道徳教育や人権に関する教育、情報モラル教育等の充実と早期の対応が不可欠であるとともに、孤独・孤立の問題については、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたることを踏まえ、様々な関係者による連携体制の構築などに取り組む必要があります。 青少年の非行と被害の防止については利用の低年齢化が進む中、スマートフォンの普及等により、SNSに起因するトラブルに巻き込まれる機会が増えており、インターネット利用におけるこどもの性犯罪被害等を防止することが喫緊の課題です。また、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまう、いわゆる「闇バイト」の横行や大麻等の薬物事犯で検挙される若年層の急増など、青少年の置かれている状況は、被害と非行の両面において深刻なものとなっています。また、電子マネー等の利用に関する留意点や消費者トラブルに関する啓	○文言修正（記載内容の明確化） 【20頁】 ○パブコメ意見を踏まえた修正

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
される若年層の急増など、青少年の置かれている状況は、被害と非行の両面において深刻なものとなっています。また、電子マネー等の利用に関する留意点や消費者トラブルに関する啓発など被害の発生防止に関する消費者教育や情報提供が必要です。 新規学卒者や離職する若者に対して、キャリアコンサルタントによる相談支援、コミュニケーション訓練、就業体験、職業訓練によるスキルアップなど、行政や<u>地域若者サポートステーション</u>などの関係機関が連携して、職業的自立に向けた支援を推進する必要があります。 3 こどもの貧困等の現状と課題 （１）こどもの貧困等の現状 ① 我が国におけるこどもの貧困の現状 国が実施した「国民生活基礎調査」によると、令和３年（2021年）の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合）は、15.4%、18歳未満のこどもの貧困率は11.5%となっています。 一方、こどもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が二人以上いる世帯の10.7%に比べ非常に高い水準となっています。	発など被害の発生防止に関する消費者教育や情報提供が必要です。 新規学卒者や離職する若者に対して、キャリアコンサルタントによる相談支援、コミュニケーション訓練、就業体験、職業訓練によるスキルアップなど、行政や<u>地域若者サポートステーション</u>などの関係機関が連携して、職業的自立に向けた支援を推進する必要があります。 3 こどもの貧困等の現状と課題 （１）こどもの貧困等の現状 ① 我が国におけるこどもの貧困の現状 国が実施した「国民生活基礎調査」によると、令和３年（2021年）の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合）は、15.4%、18歳未満のこどもの貧困率は11.5%となっています。 一方、こどもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が二人以上いる世帯の10.7%に比べ非常に高い水準となっています。	○文言修正（誤記修正） 【21頁】

(仮称) 北海道子ども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）

図表 20 貧困率の推移

(単位%)

	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30		R3
							旧基準	新基準	新基準
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	48.1	48.3	44.5	50.8
大人が二人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6	10.7

(中略)

イ ひとり親世帯の現状

本道におけるひとり親世帯は、令和2年（2020年）国勢調査によると40,970世帯、全世帯に占める割合は1.65%となっており、平成27年（2015年）に比べ、世帯数は9,162世帯減（18.28%減）、全世帯に占める割合は0.41ポイント減と、いずれも減少しているものの、全国の状況と比較すると、ひとり親世帯の全世帯に占める割合は、本道が全国（1.29%）を0.36ポイント上回っています。

(中略)

ひとり親世帯の親の就業率は、令和2年（2020年）国勢調査によると母子世帯で81.5%、父子世帯で88.4%となっています。雇用形態別に見ると、母子世帯では、正規職員が49.0%、パート・アルバイトなど非正規職員が44.3%となっており、父子世帯では正規職員が72.0%、非正規職員が7.5%となっています。

旧（素案）

図表 20 貧困率の推移

(単位%)

	2000 (H12)	2003 (H15)	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2015 (H27)	2018 (H30)		2021 (R3)
							旧基準	新基準	新基準
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	48.1	48.3	44.5	50.8
大人が二人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6	10.7

(中略)

イ ひとり親世帯の現状

本道におけるひとり親世帯は、令和2年（2020年）国勢調査によると40,970世帯、全世帯に占める割合は1.65%となっており、平成27年（2015年）に比べ、世帯数は9,162世帯減（18.28%減）、全世帯に占める割合は0.41ポイント減と、いずれも減少しているものの、全国の状況と比較すると、ひとり親世帯の全世帯に占める割合は、本道が全国（1.29%）を0.36ポイント上回っています。

(中略)

ひとり親世帯の親の就業率は、令和2年（2022年）国勢調査によると母子世帯で81.5%、父子世帯で88.4%となっています。雇用形態別に見ると、母子世帯では、正規職員が49.0%、パート・アルバイトなど非正規職員が44.3%となっており、父子世帯では正規職員が72.0%、非正規職員が7.5%となっています。

備考

○図表の修正（西暦、（）を削除）
※他図表との平仄合わせ

【23頁】

【24頁】○文言修正（誤記修正）

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考																																																												
前回調査（平成27年）と比較すると、道内では、母子世帯・父子世帯ともに、就業率も正規職員の割合も上昇しました。 また、全国の状況と比較すると、母子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をやや下回っており、父子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をやや上回っています。 （中略） 図表 28 児童虐待相談対応件数 (単位：件) <table><tr><th>区 分</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>全道</td><td>6,396</td><td>6,256</td><td>6,422</td><td>5,855</td><td>0.91 倍</td></tr><tr><td>道 児 相</td><td>3,995</td><td>3,694</td><td>4,020</td><td>3,626</td><td>0.90 倍</td></tr><tr><td>札幌市児相</td><td>2,401</td><td>2,562</td><td>2,402</td><td>2,229</td><td>0.93 倍</td></tr><tr><td>全国</td><td>193,780</td><td>205,044</td><td>207,660</td><td>214,843</td><td>1.03 倍</td></tr></table> ※児童相談所が受理した相談のうち、「児童虐待事案」として対応した件数 また、道児童相談所での相談対応件数を見ると、令和4年度（2022年度）時点で児童福祉施設入所が2.5%、里親等への委託が1.0%、面接指導（助言指導等）が92.3%となっています。	区 分	R1	R2	R3	R4	前年度比	全道	6,396	6,256	6,422	5,855	0.91 倍	道 児 相	3,995	3,694	4,020	3,626	0.90 倍	札幌市児相	2,401	2,562	2,402	2,229	0.93 倍	全国	193,780	205,044	207,660	214,843	1.03 倍	前回調査（平成27年）と比較すると、道内では、母子世帯・父子世帯ともに、就業率も正規職員の割合も上昇しました。 また、全国の状況と比較すると、母子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をやや下回っており、父子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をやや上回っています。 （中略） 図表 28 児童虐待相談対応件数 (単位：件) <table><tr><th>区 分</th><th>R 元年度</th><th>R2 年度</th><th>R3 年度</th><th>R4 年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>全道</td><td>6,396</td><td>6,256</td><td>6,422</td><td>5,855</td><td>0.91 倍</td></tr><tr><td>道 児 相</td><td>3,995</td><td>3,694</td><td>4,020</td><td>3,626</td><td>0.90 倍</td></tr><tr><td>札幌市児相</td><td>2,401</td><td>2,562</td><td>2,402</td><td>2,229</td><td>0.93 倍</td></tr><tr><td>全国</td><td>193,780</td><td>205,044</td><td>207,660</td><td>214,843</td><td>1.03 倍</td></tr></table> ※児童相談所が受理した相談のうち、「児童虐待事案」として対応した件数 また、道児童相談所での相談対応件数を見ると、令和4年度時点で児童福祉施設入所が2.5%、里親等への委託が1.0%、面接指導（助言指導等）が92.3%となっています。	区 分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	前年度比	全道	6,396	6,256	6,422	5,855	0.91 倍	道 児 相	3,995	3,694	4,020	3,626	0.90 倍	札幌市児相	2,401	2,562	2,402	2,229	0.93 倍	全国	193,780	205,044	207,660	214,843	1.03 倍	【25頁】○図表の修正（「年度」削除） ※他図表との平仄合わせ ○文言修正（平仄合わせ）
区 分	R1	R2	R3	R4	前年度比																																																									
全道	6,396	6,256	6,422	5,855	0.91 倍																																																									
道 児 相	3,995	3,694	4,020	3,626	0.90 倍																																																									
札幌市児相	2,401	2,562	2,402	2,229	0.93 倍																																																									
全国	193,780	205,044	207,660	214,843	1.03 倍																																																									
区 分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	前年度比																																																									
全道	6,396	6,256	6,422	5,855	0.91 倍																																																									
道 児 相	3,995	3,694	4,020	3,626	0.90 倍																																																									
札幌市児相	2,401	2,562	2,402	2,229	0.93 倍																																																									
全国	193,780	205,044	207,660	214,843	1.03 倍																																																									

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考																												
(中略) (イ) 社会的養護の状況 保護者のいない子どもや虐待を受けた子どもなど、社会的養護を必要とする子どもに対し、自立のための援助や施設退所後の支援を行うため、令和5年（2023年）3月末時点で、道内に23か所の児童養護施設（地域小規模を除く。）と2か所の乳児院、28か所のファミリーホームが設置されているほか、1,016世帯の里親が登録されています。 社会的養護を受けるこどもの数は、同時点で児童養護施設等への入所が1,151人、里親等の家庭養護が643人となっており、施設養護と家庭養護の在所児童数の割合は、概ね2対1で、年々、家庭養護の割合が高くなっています。 (中略) <table><caption>図表 31 家庭養護の状況（札幌市を含む。） 令和5年3月末現在</caption><thead><tr><th>区 分</th><th>施設数</th><th>定員数</th><th>在所児童数</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファミリーホーム</td><td>28</td><td>167</td><td>117</td></tr><tr><td>区 分</td><td>里親登録数</td><td>委託里親数</td><td>委託児童数</td></tr><tr><td>里 親</td><td>1,016</td><td>376</td><td>526</td></tr></tbody></table> 北海道保健福祉部子ども政策局調べ (中略)	区 分	施設数	定員数	在所児童数	ファミリーホーム	28	167	117	区 分	里親登録数	委託里親数	委託児童数	里 親	1,016	376	526	(中略) (イ) 社会的養護の状況 保護者のいない子どもや虐待を受けた子どもなど、社会的養護を必要とする子どもに対し、自立のための援助や施設退所後の支援を行うため、令和5年3月末時点で、道内に23か所の児童養護施設（地域小規模を除く。）と2か所の乳児院、28か所のファミリーホームが設置されているほか、1,016世帯の里親が登録されています。 社会的養護を受けるこどもの数は、同時点で児童養護施設等への入所が1,151人、里親等の家庭養護が643人となっており、施設養護と家庭養護の在所児童数の割合は、概ね2対1で、年々、家庭養護の割合が高くなっています。 (中略) <table><caption>図表 31 家庭養護の状況（札幌市を含む。） 令和5年3月末現在</caption><thead><tr><th>区 分</th><th>施設数</th><th>定員数</th><th>在所児童数</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファミリーホーム</td><td>28</td><td>167</td><td>117</td></tr><tr><td>里 親</td><td>1,016</td><td>376</td><td>526</td></tr></tbody></table> 北海道保健福祉部子ども政策局調べ (中略)	区 分	施設数	定員数	在所児童数	ファミリーホーム	28	167	117	里 親	1,016	376	526	【26頁】 ○文言修正（平仄合わせ） ○誤記修正（里親区分の追加）
区 分	施設数	定員数	在所児童数																											
ファミリーホーム	28	167	117																											
区 分	里親登録数	委託里親数	委託児童数																											
里 親	1,016	376	526																											
区 分	施設数	定員数	在所児童数																											
ファミリーホーム	28	167	117																											
里 親	1,016	376	526																											

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
エ ヤングケアラーの現状 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が生じるケースがあるにもかかわらず、こども本人や家族に<u>自覚がない</u>といった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期に把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。 道が令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）に実施した実態調査の結果では、ヤングケアラーが道内に一定数いることや、ヤングケアラーと思われるこどもたち自身も自らの負担について自覚しにくく、誰にも悩みを相談した経験がないこどもが多いことなどが明らかとなっています。 （中略） (ア) 生活保護世帯のこども 生活保護世帯のこどもの中学卒業後の高校等進学率は、令和5年（2023年）4月1日現在で94.8%、就職率は0.9%となっており、全国状況と比較すると、進学率（全国：92.5%）は2.3ポイント上回っており、就職率（全国：1.3%）は0.4ポイント下回っています。 また、異なる調査のため単純比較はできませんが、全道平均の状況と比較すると、高校等進学率（全道平均：98.5%）	エ ヤングケアラーの現状 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が生じるケースがあるにもかかわらず、こども本人や家族に<u>自覚が乏しい</u>などの理由から、支援が必要であっても表面化しにくいいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期に把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。 道が令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）に実施した実態調査の結果では、ヤングケアラーが道内に一定数いることや、ヤングケアラーと思われるこどもたち自身も自らの負担について自覚しにくく、誰にも悩みを相談した経験がないこどもが多いことなどが明らかとなっています。 （中略） (ア) 生活保護世帯のこども 生活保護世帯のこどもの中学卒業後の高校等進学率は、令和5年（2023年）4月1日現在で94.8%、就職率は0.9%となっており、全国状況と比較すると、進学率（全国：92.5%）は2.3ポイント上回っており、就職率（全国：1.3%）は0.4ポイント下回っています。 また、異なる調査のため単純比較はできませんが、全道平均の状況と比較すると、高校等進学率（全道平均：98.5%）	【27頁】 ○部会意見を踏まえた修正 【29頁】

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考																																																																				
は3.7ポイント低く、就職率（全道平均：0.2%）は0.7ポイント上回っています。 さらに、生活保護世帯のこどもの高校等中途退学率は3.8%となっており、全国状況（3.7%）を0.1ポイント、全道平均（1.8%）を2.0ポイント上回っています。 （中略） 図表 39 児童養護施設のこどもの高校・大学進学率 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">H30.5.</th><th colspan="2">R5.5.</th></tr><tr><th>全道.</th><th>全国.</th><th>全道.</th><th>全国.</th></tr><tr><td>中学校.</td><td>高等学校進学率.</td><td>96.6.</td><td>95.8.</td><td>100.</td><td>97.1.</td></tr><tr><td>卒業後.</td><td>就職率.</td><td>0.7.</td><td>2.4.</td><td>0.</td><td>1.4.</td></tr><tr><td>高等学校等.</td><td>大学等進学率.</td><td>27.9.</td><td>30.8.</td><td>38.2.</td><td>38.9.</td></tr><tr><td>卒業後.</td><td>就職率.</td><td>67.3.</td><td>62.5.</td><td>48.0.</td><td>51.6.</td></tr></table> こども家庭庁「社会的養護の現況に関する調査」／北海道保健福祉部子ども政策局調べ。 （中略） 4 出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ （1）夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等 「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（令和3年(2021年)国立社会保障・人口問題研究所）によると、夫婦の完結出生児数（結婚持続期間15～19年夫婦の平均出生こども数であり、夫婦の最終的な平均出生こども数とみなされる）は、1.90人と最低値を更新しました。			H30.5.		R5.5.		全道.	全国.	全道.	全国.	中学校.	高等学校進学率.	96.6.	95.8.	100.	97.1.	卒業後.	就職率.	0.7.	2.4.	0.	1.4.	高等学校等.	大学等進学率.	27.9.	30.8.	38.2.	38.9.	卒業後.	就職率.	67.3.	62.5.	48.0.	51.6.	は3.7ポイント低く、就職率（全道平均：0.2%）は0.7ポイント上回っています。 さらに、生活保護世帯のこどもの高校等中途退学率は3.8%となっており、全国状況（3.7%）を0.1ポイント、全道平均（1.6%）を2.2ポイント上回っています。 （中略） 図表 39 児童養護施設のこどもの高校・大学進学率 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">H30.5.</th><th colspan="2">R5.</th></tr><tr><th>全道.</th><th>全国.</th><th>全道.</th><th>全国.</th></tr><tr><td>中学校.</td><td>高等学校進学率.</td><td>96.6.</td><td>95.8.</td><td>100.</td><td>97.1.</td></tr><tr><td>卒業後.</td><td>就職率.</td><td>0.7.</td><td>2.4.</td><td>0.</td><td>1.4.</td></tr><tr><td>高等学校等.</td><td>大学等進学率.</td><td>27.9.</td><td>30.8.</td><td>38.2.</td><td>38.9.</td></tr><tr><td>卒業後.</td><td>就職率.</td><td>67.3.</td><td>62.5.</td><td>48.0.</td><td>51.6.</td></tr></table> こども家庭庁「社会的養護の現況に関する調査」／北海道保健福祉部子ども政策局調べ。 （中略） 4 出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ （1）夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等 「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（令和3年 国立社会保障・人口問題研究所）によると、夫婦の完結出生児数（結婚持続期間15～19年夫婦の平均出生こども数であり、夫婦の最終的な平均出生こども数とみなされる）は、1.90人と最低値を更新しました。			H30.5.		R5.		全道.	全国.	全道.	全国.	中学校.	高等学校進学率.	96.6.	95.8.	100.	97.1.	卒業後.	就職率.	0.7.	2.4.	0.	1.4.	高等学校等.	大学等進学率.	27.9.	30.8.	38.2.	38.9.	卒業後.	就職率.	67.3.	62.5.	48.0.	51.6.	○文言修正（誤記修正） 【30頁】 ○図表の修正（「%」、時点月追加） ※平仄合わせ 【32頁】 ○文言修正（平仄合わせ）
			H30.5.		R5.5.																																																																	
		全道.	全国.	全道.	全国.																																																																	
中学校.	高等学校進学率.	96.6.	95.8.	100.	97.1.																																																																	
卒業後.	就職率.	0.7.	2.4.	0.	1.4.																																																																	
高等学校等.	大学等進学率.	27.9.	30.8.	38.2.	38.9.																																																																	
卒業後.	就職率.	67.3.	62.5.	48.0.	51.6.																																																																	
		H30.5.		R5.																																																																		
		全道.	全国.	全道.	全国.																																																																	
中学校.	高等学校進学率.	96.6.	95.8.	100.	97.1.																																																																	
卒業後.	就職率.	0.7.	2.4.	0.	1.4.																																																																	
高等学校等.	大学等進学率.	27.9.	30.8.	38.2.	38.9.																																																																	
卒業後.	就職率.	67.3.	62.5.	48.0.	51.6.																																																																	

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
出生こども数の分布を見ると、半数を超える夫婦が2人以上産んでいますが、こどもが0～1人の夫婦の割合が増えてきています。 （中略） （3）北海道のこどもの生活実態 子育て世帯の経済状況とこどもの生活環境などを把握するため、道は北海道大学と共同し、「北海道子どもの生活実態調査」（令和3年（2021年）～令和4年（2022年））を実施しました。 ① 乳幼児期のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感 1歳半から2歳児（以下2歳児）、5歳児の保護者を対象に「あなたは、今後の生活（経済的・子育てなど）に対して不安を感じていますか」と質問したところ、2歳児、5歳児共におおよそ65%程度が「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答し、所得階層別にみると、「どちらかといえば感じている」割合はどの階層も30%前後で大きな差がないものの、「感じている」と答える割合は低所得層Ⅰにおいておおよそ48%、上位所得層ではおおよそ17%となっています。	出生こども数の分布を見ると、半数を超える夫婦が2人以上産んでいますが、こどもが0～1人の夫婦の割合が増えてきています。 （中略）	【38頁】○部会意見を踏まえた修正

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）				旧（素案）				備考	
図表 42 乳幼児期のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感（単位：人数、％）									
		サンプル 数	感じてい る	どちらか と言え ば感じて いる	どちらと も言えな い	どちらか と言え ば感じて いない	感じてい ない	無回答	
全 体		2,419	814 33.7	768 31.7	421 17.4	195 8.1	168 6.9	53 2.2	
年 齢	2 歳	683	221 32.4	216 31.6	115 16.8	67 9.8	57 8.3	7 1.0	
	5 歳	1,736	593 34.2	552 31.8	306 17.6	128 7.4	111 6.4	46 2.6	
所 得 階 層	低所得層 Ⅰ	329	157 47.7	92 28.0	43 13.1	20 6.1	15 4.6	2 0.6	
	低所得層 Ⅱ	502	206 41.0	168 33.5	77 15.3	28 5.6	20 4.0	3 0.6	
	中間所得 層Ⅰ	470	165 35.1	159 33.8	84 17.9	29 6.2	30 6.4	3 0.6	
	中間所得 層Ⅱ	607	186 30.6	195 32.1	108 17.8	68 11.2	47 7.7	3 0.5	
	上位所得 層	288	48 16.7	94 32.6	64 22.2	38 13.2	41 14.2	3 1.0	
	無回答	223	52 23.3	60 26.9	45 20.2	12 5.4	15 6.7	39 17.5	

② 小学生以上のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感

小学校2年生、5年生、中学校2年生、高校2年生の保護者に、①と同様の質問をしたところ、全体でみると「感じてい
る」と「どちらかといえば感じている」を合わせて66.3%を
占め、これは学年別でみても同様となっています。また、所
得の低い階層になるほど「感じている」という回答の割合が
高くなり、低所得層Ⅰでは半数を超えています。

(仮称) 北海道子ども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）									旧（素案）									備考								
図表 43 小学生以上のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感（単位：人数、％）																										
		サンプル 数	感じてい る	どちらか と言え る	どちらか とも言え ない	どちらか と言え る	感じてい ない	無回答																		
全 体		6,852	2,425	2,117	1,077	500	556	177																		
			35.4	30.9	15.7	7.3	8.1	2.6																		
学 年	小学2年 生	1,887	631	584	300	146	184	42																		
			33.4	30.9	15.9	7.7	9.8	2.2																		
	小学5年 生	1,970	658	637	318	154	163	40																		
			33.4	32.3	16.1	7.8	8.3	2.0																		
中 学 年	中学2年 生	1,729	634	534	268	123	115	55																		
			36.7	30.9	15.5	7.1	6.7	3.2																		
高 校 年	高校2年 生	1,266	502	362	191	77	94	40																		
			39.7	28.6	15.1	6.1	7.4	3.2																		
※ 所 得 階 層	低所得層 Ⅰ	1,128	628	295	118	35	43	9																		
			55.7	26.2	10.5	3.1	3.8	0.8																		
	低所得層 Ⅱ	1,206	554	350	174	58	62	8																		
			45.9	29.0	14.4	4.8	5.1	0.7																		
	中間所得 層Ⅰ	1,137	428	386	172	61	88	2																		
			37.6	33.9	15.1	5.4	7.7	0.2																		
	中間所得 層Ⅱ	1,743	484	605	324	159	163	8																		
			27.8	34.7	18.6	9.1	9.4	0.5																		
上 位 階 層	上位所得 層	987	164	321	186	153	156	7																		
			16.6	32.5	18.8	15.5	15.8	0.7																		
無回答		651	167	160	103	34	44	143																		
			25.7	24.6	15.8	5.2	6.8	22.0																		
北海道・北海道大学「第2回北海道子どもの生活実態調査」（令和3年（2021年）～令和4年（2022年））																										
※「所得階層」：厚生労働省が貧困率の推計を行う際に用いる「相対的貧困線」を基準とした階層区分																										
(中略)																		(中略)								

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
第3 これまでの計画に基づく取組と評価 第4期少子化対策計画では、少子化対策条例で定める11の基本的施策の中心に「こどもや子育てをみんなで応援する」ステージのほか、「妊娠や出産を支援する」、「子育てを支援する」、「子育てや自立を支援する」の三つのライフステージの<u>4</u> <u>ステージを設定し</u>、各ステージに盛り込まれた25項目の施策目標を定めるとともに、目標達成に向けた主な取組83本を掲げて、施策を推進してきました。 第2次青少年計画では、青少年条例第2条の基本理念にのっとり、四つの施策の基本方針と七つの施策目標、さらに、32項目の数値目標と9項目の参考指標を設定し、取り組んできました。 第2期貧困対策計画では、こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、第一に「相談支援」の充実を図るとともに、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を中心とする五つの柱に沿って、各般の取組を進め、こどもの貧困対策の総合的な推進を図ってきました。 1 取組全体の評価 第4期少子化対策計画、第2次青少年計画、第2期貧困対策計画では、それぞれ、少子化対策、青少年健全育成、貧困対策を目的とした施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進してきました。 また、毎年度の推進状況を把握し、審議会で課題や問題点についてご意見をいただきながら、計画の着実な推進に努	第3 これまでの計画に基づく取組と評価 第4期少子化対策計画では、少子化対策条例で定める11の基本的施策の中心に「こどもや子育てをみんなで応援する」ステージのほか、「妊娠や出産を支援する」、「子育てを支援する」、「子育てや自立を支援する」の<u>三つのライフステージを設定し</u>、各ステージに盛り込まれた25項目の施策目標を定めるとともに、目標達成に向けた主な取組83本を掲げて、施策を推進してきました。 第2次青少年計画では、青少年条例第2条の基本理念にのっとり、四つの施策の基本方針と七つの施策目標、さらに、32項目の数値目標と9項目の参考指標を設定し、取り組んできました。 第2期貧困対策計画では、こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、第一に「相談支援」の充実を図るとともに、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を中心とする五つの柱に沿って、各般の取組を進め、こどもの貧困対策の総合的な推進を図ってきました。 1 取組全体の評価 第4期少子化対策計画、第2次青少年計画、第2期貧困対策計画では、それぞれ、少子化対策、青少年健全育成、貧困対策を目的とした施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進してきました。 また、毎年度の推進状況を把握し、審議会で課題や問題点についてご意見をいただきながら、計画の着実な推進に努め	【40頁】 ○文言修正（平仄合わせ）

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
めてきたところであり、取組に遅れが見られる事案もあるものの、多くの事業については、概ね計画どおりに推進することができました。 しかし、経済的な不安定さや、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合い、<u>出生率</u>は全国平均を下回り、依然として本道の少子化の流れを変えるに至っておらず、引き続き、こどもや若者の支援に取り組んでいく必要があります。 このため、三つの計画について、十分な点検・検証を行い、計画に基づく各施策の効果的かつ効率的な実施を検討するとともに、今後の国の動向も踏まえ、道における教育分野や人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用などの各種取組とも連動しながら、総合的かつ計画的にこども施策を推進する必要があります。 （中略） ③ 子育てを支援するステージ ア 主な施策の取組状況 ○ 幼児教育、保育環境の整備 ・ 子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な環境整備・サービス提供体制の確保を図るため、市町村支援の実施 ・ 子ども・子育て支援制度を着実に推進し、待機児童の解消や質の高い教育・保育の提供体制を確保するため、市町村	てきたところであり、取組に遅れが見られる事案もあるものの、多くの事業については、概ね計画どおりに推進することができました。 しかし、経済的な不安定さや、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合い、<u>合計特殊出生率</u>は全国平均を下回り、依然として本道の少子化の流れを変えるに至っておらず、引き続き、こどもや若者の支援に取り組んでいく必要があります。 このため、三つの計画について、十分な点検・検証を行い、計画に基づく各施策の効果的かつ効率的な実施を検討するとともに、今後の国の動向も踏まえ、道における教育分野や人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用などの各種取組とも連動しながら、総合的かつ計画的にこども施策を推進する必要があります。 （中略） ③ 子育てを支援するステージ ア 主な施策の取組状況 ○ 幼児教育、保育環境の整備 ・ 子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な環境整備・サービス提供体制の確保を図るため、市町村支援の実施 ・ 子ども・子育て支援制度を着実に推進し、待機児童の解消や質の高い教育・保育の提供体制を確保するため、市町村等へ	○文言修正（誤記修正） 【51頁】

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
等へ助言や支援を行うとともに人材の養成や確保に向けた取組を実施 ○ 子育て世帯、ひとり親家庭等への支援の充実 ・ 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等に対し支援を実施 ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化を行う市町村への支援を実施 ・ ひとり親家庭の安定した就業に向け、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援 ○ 社会的養育を必要とする子どもや障がい等のある子どもへの支援 ・ 代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親等への委託を推進するとともに、乳児院、児童養護施設や里親会等と連携してフォスタリング体制を構築し、里親への支援を充実 ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、ケアニーズが高い子どもへの対応や複雑多様化する家庭を支えるため、施設の高機能化、多機能化等に向けた取組を推進 ・ 発達障がい児等に対する支援体制の整備を図るため、必要な支援を実施 ○ 児童虐待防止対策の推進 ・ 児童相談所における職員の増員や研修等の充実による職員の資質向上に取り組むとともに、児童福祉に精通する医師や弁護士を配置し、児童相談所の体制及び機能を強化	助言や支援を行うとともに人材の養成や確保に向けた取組を実施 ○ 子育て世帯、ひとり親家庭等への支援の充実 ・ 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等に対し支援を実施 ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化を行う市町村への支援を実施 ・ ひとり親家庭の安定した就業に向け、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援 ○ 社会的養育を必要とする子どもや障がい等のある子どもへの支援 ・ 代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親等への委託を推進するとともに、乳児院、児童養護施設や里親会等と連携してフォスタリング体制を構築し、里親への支援を充実 ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、ケアニーズが高い子どもへの対応や複雑多様化する家庭を支えるため、施設の高機能化、多機能化等に向けた取組を推進 ・ <u>発達障がい児</u>に対する支援体制の整備を図るため、必要な支援を実施 ○ 児童虐待防止対策の推進 ・ 児童相談所における職員の増員や研修等の充実による職員の資質向上に取り組むとともに、児童福祉に精通する医師や弁護士を配置し、児童相談所の体制及び機能を強化	○部会意見を踏まえた修正

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考																																																																																								
・ 児童相談所が要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、関係者向け研修会の実施や市町村への技術的・専門的な助言を通じて、地域における支援体制を充実 (中略) ■里親等委託率^{※1} <table><tr><td>R2_素</td><td>R3_素</td><td>R4_素</td><td>R5_素</td><td>目標（R6）_素</td><td>達成率_素</td></tr><tr><td>32.8%_素</td><td>34.6%_素</td><td>36.1%_素</td><td>－_素</td><td>現状からの増加</td><td>－_素</td></tr></table> (中略) (2) 目標設定項目の推進状況 <table><tr><th>項 目</th><th>令和5年度実績</th><th>令和6年度目標事業量等</th><th>達成率</th></tr><tr><td>ファミリー・サポート・センター数</td><td>74市町村</td><td>71市町村</td><td>104.2%</td></tr><tr><td>合計特殊出生率（15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値）</td><td>1.06</td><td>全国平均1.30(R3)</td><td>81.5%</td></tr><tr><td>地域子育て支援拠点</td><td>423か所</td><td>424か所</td><td>99.8%</td></tr><tr><td>地域と連携した通学路の安全確保の取組状況</td><td>小学校86% 中学校73%</td><td>100%</td><td>86.0% 73.0%</td></tr><tr><td>男性の育児休業制度取得率</td><td>29.4%</td><td>12.0%</td><td>245.0%</td></tr><tr><td>年次有給休暇取得率</td><td>61.9%</td><td>70.0%</td><td>88.4%</td></tr><tr><td>子育てを支援する企業の割合</td><td>大企業98.6% 中小企業3.70%</td><td>大企業100% 中小企業25%</td><td>98.6% 14.8%</td></tr></table>	R2 _素	R3 _素	R4 _素	R5 _素	目標（R6） _素	達成率 _素	32.8% _素	34.6% _素	36.1% _素	－ _素	現状からの増加	－ _素	項 目	令和5年度実績	令和6年度目標事業量等	達成率	ファミリー・サポート・センター数	74市町村	71市町村	104.2%	合計特殊出生率（15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値）	1.06	全国平均1.30(R3)	81.5%	地域子育て支援拠点	423か所	424か所	99.8%	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校86% 中学校73%	100%	86.0% 73.0%	男性の育児休業制度取得率	29.4%	12.0%	245.0%	年次有給休暇取得率	61.9%	70.0%	88.4%	子育てを支援する企業の割合	大企業98.6% 中小企業3.70%	大企業100% 中小企業25%	98.6% 14.8%	・ 児童相談所が要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、関係者向け研修会の実施や市町村への技術的・専門的な助言を通じて、地域における支援体制を充実 (中略) ■里親委託率^{※1} <table><tr><td>R2_素</td><td>R3_素</td><td>R4_素</td><td>R5_素</td><td>目標（R6）_素</td><td>達成率_素</td></tr><tr><td>33.3%_素</td><td>34.6%_素</td><td>36.1%_素</td><td>－_素</td><td>現状からの増加</td><td>－_素</td></tr></table> (中略) (2) 目標設定項目の推進状況 <table><tr><th>項目</th><th>令和5年度実績</th><th>令和6年度目標事業量等</th><th>達成率</th></tr><tr><td>ファミリー・サポート・センター数</td><td>(R4) 72市町村</td><td>71市町村</td><td>101.4%</td></tr><tr><td>合計特殊出生率（15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値）</td><td>1.06</td><td>全国平均1.30(R3)</td><td>81.5%</td></tr><tr><td>地域子育て支援拠点</td><td>423か所</td><td>424か所</td><td>99.8%</td></tr><tr><td>地域と連携した通学路の安全確保の取組状況</td><td>小学校86% 中学校73%</td><td>100%</td><td>86.0% 73.0%</td></tr><tr><td>男性の育児休業制度取得率</td><td>29.4%</td><td>12.0%</td><td>245.0%</td></tr><tr><td>年次有給休暇取得率</td><td>61.9%</td><td>70.0%</td><td>88.4%</td></tr><tr><td>子育てを支援する企業の割合</td><td>大企業98.6% 中小企業3.70%</td><td>大企業100% 中小企業25%</td><td>98.6% 14.8%</td></tr></table>	R2 _素	R3 _素	R4 _素	R5 _素	目標（R6） _素	達成率 _素	33.3% _素	34.6% _素	36.1% _素	－ _素	現状からの増加	－ _素	項目	令和5年度実績	令和6年度目標事業量等	達成率	ファミリー・サポート・センター数	(R4) 72市町村	71市町村	101.4%	合計特殊出生率（15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値）	1.06	全国平均1.30(R3)	81.5%	地域子育て支援拠点	423か所	424か所	99.8%	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校86% 中学校73%	100%	86.0% 73.0%	男性の育児休業制度取得率	29.4%	12.0%	245.0%	年次有給休暇取得率	61.9%	70.0%	88.4%	子育てを支援する企業の割合	大企業98.6% 中小企業3.70%	大企業100% 中小企業25%	98.6% 14.8%	【52頁】 ○文言修正（誤記修正） 【57頁】 ○R5実績値及び達成率の更新
R2 _素	R3 _素	R4 _素	R5 _素	目標（R6） _素	達成率 _素																																																																																					
32.8% _素	34.6% _素	36.1% _素	－ _素	現状からの増加	－ _素																																																																																					
項 目	令和5年度実績	令和6年度目標事業量等	達成率																																																																																							
ファミリー・サポート・センター数	74市町村	71市町村	104.2%																																																																																							
合計特殊出生率（15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値）	1.06	全国平均1.30(R3)	81.5%																																																																																							
地域子育て支援拠点	423か所	424か所	99.8%																																																																																							
地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校86% 中学校73%	100%	86.0% 73.0%																																																																																							
男性の育児休業制度取得率	29.4%	12.0%	245.0%																																																																																							
年次有給休暇取得率	61.9%	70.0%	88.4%																																																																																							
子育てを支援する企業の割合	大企業98.6% 中小企業3.70%	大企業100% 中小企業25%	98.6% 14.8%																																																																																							
R2 _素	R3 _素	R4 _素	R5 _素	目標（R6） _素	達成率 _素																																																																																					
33.3% _素	34.6% _素	36.1% _素	－ _素	現状からの増加	－ _素																																																																																					
項目	令和5年度実績	令和6年度目標事業量等	達成率																																																																																							
ファミリー・サポート・センター数	(R4) 72市町村	71市町村	101.4%																																																																																							
合計特殊出生率（15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値）	1.06	全国平均1.30(R3)	81.5%																																																																																							
地域子育て支援拠点	423か所	424か所	99.8%																																																																																							
地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校86% 中学校73%	100%	86.0% 73.0%																																																																																							
男性の育児休業制度取得率	29.4%	12.0%	245.0%																																																																																							
年次有給休暇取得率	61.9%	70.0%	88.4%																																																																																							
子育てを支援する企業の割合	大企業98.6% 中小企業3.70%	大企業100% 中小企業25%	98.6% 14.8%																																																																																							

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新 (原案たたき台)				旧 (素案)				備考
「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数	2,888社	3,000社	96.3%	「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数	2,888社	3,000社	96.3%	○R5実績値及び達成率の更新 ※以下同じ 【58頁】
道立青少年体験活動支援施設実施主催事業における未就学児(親子含む)対象事業の割合	19.8%	20%以上	99.0%	道立青少年体験活動支援施設実施主催事業における未就学児(親子含む)対象事業の割合	19.8%	20%以上	99.0%	
「朝食を毎日食べている」小6、中3の割合	小学校 80.7% 中学校 75.4%	小学校 100% 中学校 100%	80.7% 75.4%	「朝食を毎日食べている」小6、中3の割合	小学校 80.7% 中学校 75.4%	小学校 100% 中学校 100%	80.7% 75.4%	
体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小5、中2の割合	小学男子 91.3% 小学女子 84.9% 中学男子 84.9% 中学女子 70.1%	小学男子 100% 小学女子 100% 中学男子 100% 中学女子 100%	91.3% 84.9% 84.9% 70.1%	体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小5、中2の割合	小学男子 91.3% 小学女子 84.9% 中学男子 84.9% 中学女子 70.1%	小学男子 100% 小学女子 100% 中学男子 100% 中学女子 100%	91.3% 84.9% 84.9% 70.1%	
放課後等における子どもの活動拠点の整備状況(新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」等の事業により、安全・安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村の割合)	97.8%	100%	97.8%	放課後等における子どもの活動拠点の整備状況(新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」等の事業により、安全・安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村の割合)	97.8%	100%	97.8%	
異なる年代(学年)や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合	小学校 <u>94.1%</u> 中学校 <u>96.6%</u>	小学校 100% 中学校 100%	<u>94.1%</u> <u>96.6%</u>	異なる年代(学年)や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合	(R4)小学校 <u>85.8%</u> 中学校 <u>93.7%</u>	小学校 100% 中学校 100%	<u>85.8%</u> <u>93.7%</u>	
項 目	令和5年度実績	令和6年度目標事業量等	達成率	項目	令和5年度実績	令和6年度目標事業量等	達成率	○R5実績値及び達成率の更新 ※以下同じ 【58頁】
規範意識や基本的な倫理観等の状況(全国学力・学習状況調査において「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合)	未集計 ※全国学力学習状況調査中止に伴う調査中止	小学校 100% 中学校 100%	—	規範意識や基本的な倫理観等の状況(全国学力・学習状況調査において「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合)	未集計 ※全国学力学習状況調査中止に伴う調査中止	小学校 100% 中学校 100%	—	
道立青少年体験活動支援施設の利用者数	123,263人	233,039人以上	52.9%	道立青少年体験活動支援施設の利用者数	123,263人	233,039人以上	52.9%	
普段1日10分以上読書する小6、中3の割合	小学校 58.1% 中学校 49.0%	小学校 70% 中学校 70%	83.0% 70.0%	普段1日10分以上読書する小6、中3の割合	小学校 58.1% 中学校 49.0%	小学校 70% 中学校 70%	83.0% 70.0%	
学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、人権教育に取り組んでいる学校の割合	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	100.0% 100.0%	学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、人権教育に取り組んでいる学校の割合	(R4)小学校 <u>100%</u> 中学校 <u>100%</u>	小学校 100% 中学校 100%	<u>100.0%</u> <u>100.0%</u>	

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新 (原案たたき台)				旧 (素案)				備考
1歳6ヶ月児健康診査受診率	97.2%	100%	97.2%	1歳6ヶ月児健康診査受診率	(R4) 97.2%	100%	97.2%	○R5実績値及び達成率の更新 ※以下同じ
3歳児健康診査受診率	96.9%	100%	96.9%	3歳児健康診査受診率	(R4) 96.9%	100%	96.9%	
文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合	小学校 88.5% 中学校 90.0% 高校 92.8%	認知した全てのいじめが解消されることを目指す	88.5% 90.0% 92.8%	文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合	(R4)小学校 92.6% 中学校 92.2% 高校 93.6%	認知した全てのいじめが解消されることを目指す	92.6% 92.2% 93.6%	
いじめに対する意識 (全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合)	小学校 85.6% 中学校 82.6%	小学校 100% 中学校 100%	85.6% 82.6%	いじめに対する意識 (全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合)	小学校 85.6% 中学校 82.6%	小学校 100% 中学校 100%	85.6% 82.6%	
定期的にネットパトロールを行っている学校の割合	小学校 100% 中学校 100% 高校 100%	小学校 100% 中学校 100% 高校 100%	100.0% 100.0% 100.0%	定期的にネットパトロールを行っている学校の割合	小学校 100% 中学校 100% 高校 100%	小学校 100% 中学校 100% 高校 100%	100.0% 100.0% 100.0%	
文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合	小学校 76.9% 中学校 68.9% 高校 77.2%	小学校 100% 中学校 100% 高校 100%	76.9% 68.9% 77.2%	文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合	(R4) 小学校 79.9% 中学校 74.2% 高校 83.7%	小学校 100% 中学校 100% 高校 100%	79.9% 74.2% 83.7%	
項 目	令和5年度実績	令和6年度目標事業量等	達成率	項目	令和5年度実績	令和6年度目標事業量等	達成率	【59頁】
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村	177市町村	全市町村	98.9%	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村	177市町村	全市町村	98.9%	
体験活動を学校全体の計画に位置づけている割合	小学校 85.0% 中学校 78.5%	小学校 100% 中学校 100%	85.0% 78.5%	体験活動を学校全体の計画に位置づけている割合	(R4)小学校 82.7% 中学校 73.6%	小学校 100% 中学校 100%	82.7% 73.6%	
青少年向け木育教室等の実施割合	9.9%	29%	34.1%	青少年向け木育教室等の実施割合	9.9%	29%	34.1%	
グローバル人材の育成に取り組む学校の割合	91.2%	100%	91.2%	グローバル人材の育成に取り組む学校の割合	91.2%	100%	91.2%	
体験的な学習活動を経験した生徒の割合	58.6%	100.0%	58.6%	体験的な学習活動を経験した生徒の割合	58.6%	100.0%	58.6%	

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）				旧（素案）				備考
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」という設問に、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した小6、中3の割合	小学校 80.4% 中学校 65.8%	小学校 100% 中学校 100%	80.4% 65.8%	全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」という設問に、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した小6、中3の割合	小学校 80.4% 中学校 65.8%	小学校 100% 中学校 100%	80.4% 65.8%	○R5実績値及び達成率の更新
卒業時に進路希望を設定できない生徒数	27人	0人	—	卒業時に進路希望を設定できない生徒数	<u>(R4)</u> 27人	0人	—	
新規大学等卒業者道内就職率	66.4%	70%	94.9%	新規大学等卒業者道内就職率	66.4%	70%	94.9%	
学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「わりにできる。」、「ややできる。」と回答した教員の割合	<u>89.5%</u>	100%	89.5%	学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「わりにできる。」、「ややできる。」と回答した教員の割合	<u>(R4)</u> <u>88.4%</u>	100%	<u>88.4%</u>	
(中略)				※斜字の数値はR4年度の実績(R5年度は集計中) ^{※)}				○文言削除（時点更新）
(ウ) 困難を有するこどもを支援する環境づくり				(ウ) 困難を有するこどもを支援する環境づくり				【61頁】
○ 障がい等のあるこどもへの支援				○ 障がい等のあるこどもへの支援				
・ 障がい（発達障がいを含む。）のあるこどもとその家族が身近な場所で早期に支援を受けることができる取組の推進、 <u>インクルージョンの推進</u> 、 <u>特別支援教育の充実</u> に向けた取組				・ 障がい（発達障がいを含む。）のあるこどもとその家族が身近な場所で早期に支援を受けることができる取組の <u>推進</u> 、 <u>特別支援教育の充実</u> に向けた取組				
○ 児童虐待の予防と早期発見				○ 児童虐待の予防と早期発見				
・ 児童相談所の相談体制の強化、地域における支援体制の充実強化				・ 児童相談所の相談体制の強化、地域における支援体制の充実強化				
(中略)				(中略)				○部会意見を踏まえた修正

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考																																																																																																																																																																																																												
【主な指標の達成状況】[※] ■文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合[※] <table><tr><th>R2.</th><th>R3.</th><th>R4.</th><th>R5.</th><th>目標値.</th><th>達成率.</th></tr><tr><td>小 95.8%.</td><td>小 95.9%.</td><td>小 92.6%.</td><td>小 88.5%.</td><td>認知した全てのい</td><td>小 88.5%.</td></tr><tr><td>中 95.7%.</td><td>中 95.5%.</td><td>中 92.2%.</td><td>中 90.0%.</td><td>じめが解消される</td><td>中 90.0%.</td></tr><tr><td>高 92.1%.</td><td>高 99.6.1%.</td><td>高 93.6%.</td><td>高 92.8%.</td><td>ことを目指す.</td><td>高 92.8%.</td></tr></table> ■全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合[※] <table><tr><th>R2.</th><th>R3.</th><th>R4.</th><th>R5.</th><th>目標値.</th><th>達成率.</th></tr><tr><td>調査中止.</td><td>小 87.5%.</td><td>小 86.9%.</td><td>小 85.6%.</td><td>小 100%.</td><td>小 85.6%.</td></tr><tr><td></td><td>中 83.7%.</td><td>中 84.0%.</td><td>中 82.6%.</td><td>中 100%.</td><td>中 82.6%.</td></tr></table> ■定期的にネットパトロールを行っている学校の割合[※] <table><tr><th>R2.</th><th>R3.</th><th>R4.</th><th>R5.</th><th>目標値.</th><th>達成率.</th></tr><tr><td>小 100%.</td><td>小 100%.</td><td>小 100%.</td><td>小 100%.</td><td>小 100%.</td><td>小 100%.</td></tr><tr><td>中 100%.</td><td>中 100%.</td><td>中 100%.</td><td>中 100%.</td><td>中 100%.</td><td>中 100%.</td></tr><tr><td>高 100%.</td><td>高 100%.</td><td>高 100%.</td><td>高 100%.</td><td>高 100%.</td><td>高 100%.</td></tr></table> ■文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合[※] <table><tr><th>R2.</th><th>R3.</th><th>R4.</th><th>R5.</th><th>目標値.</th><th>達成率.</th></tr><tr><td>小 79.7%.</td><td>小 79.6%.</td><td>小 79.9%.</td><td>小 76.9%.</td><td>小 100%.</td><td>小 76.9%.</td></tr><tr><td>中 78.8%.</td><td>中 77.7%.</td><td>中 74.2%.</td><td>中 68.9%.</td><td>中 100%.</td><td>中 68.9%.</td></tr><tr><td>高 85.1%.</td><td>高 93.8%.</td><td>高 83.7%.</td><td>高 77.2%.</td><td>高 100%.</td><td>高 77.2%.</td></tr></table> ■新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村数[※] <table><tr><th>R2.</th><th>R3.</th><th>R4.</th><th>R5.</th><th>目標値.</th><th>達成率.</th></tr><tr><td>164 市町村.</td><td>167 市町村.</td><td>175 市町村.</td><td>177 市町村.</td><td>全市町村.</td><td>98.9%.</td></tr></table>	R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.	小 95.8%.	小 95.9%.	小 92.6%.	小 88.5%.	認知した全てのい	小 88.5%.	中 95.7%.	中 95.5%.	中 92.2%.	中 90.0%.	じめが解消される	中 90.0%.	高 92.1%.	高 99.6.1%.	高 93.6%.	高 92.8%.	ことを目指す.	高 92.8%.	R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.	調査中止.	小 87.5%.	小 86.9%.	小 85.6%.	小 100%.	小 85.6%.		中 83.7%.	中 84.0%.	中 82.6%.	中 100%.	中 82.6%.	R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.	小 79.7%.	小 79.6%.	小 79.9%.	小 76.9%.	小 100%.	小 76.9%.	中 78.8%.	中 77.7%.	中 74.2%.	中 68.9%.	中 100%.	中 68.9%.	高 85.1%.	高 93.8%.	高 83.7%.	高 77.2%.	高 100%.	高 77.2%.	R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.	164 市町村.	167 市町村.	175 市町村.	177 市町村.	全市町村.	98.9%.	【主な指標の達成状況】[※] ■文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合[※] <table><tr><th>R2.</th><th>R3.</th><th>R4.</th><th>R5.</th><th>目標値.</th><th>達成率.</th></tr><tr><td>小 95.8%.</td><td>小 95.9%.</td><td>小 92.6%.</td><td>.</td><td>認知した全てのい</td><td>.</td></tr><tr><td>中 95.7%.</td><td>中 95.5%.</td><td>中 92.2%.</td><td>集計中.</td><td>じめが解消される</td><td></td></tr><tr><td>高 92.1%.</td><td>高 99.6.1%.</td><td>高 93.6%.</td><td></td><td>ことを目指す.</td><td></td></tr></table> ■全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合[※] <table><tr><th>R2.</th><th>R3.</th><th>R4.</th><th>R5.</th><th>目標値.</th><th>達成率.</th></tr><tr><td>調査中止.</td><td>小 87.5%.</td><td>小 86.9%.</td><td>小 85.6%.</td><td>小 100%.</td><td>小 85.6%.</td></tr><tr><td></td><td>中 83.7%.</td><td>中 84.0%.</td><td>中 82.6%.</td><td>中 100%.</td><td>中 82.6%.</td></tr></table> ■定期的にネットパトロールを行っている学校の割合[※] <table><tr><th>R2.</th><th>R3.</th><th>R4.</th><th>R5.</th><th>目標値.</th><th>達成率.</th></tr><tr><td>小 100%.</td><td>小 100%.</td><td>小 100%.</td><td>小 100%.</td><td>小 100%.</td><td>小 100%.</td></tr><tr><td>中 100%.</td><td>中 100%.</td><td>中 100%.</td><td>中 100%.</td><td>中 100%.</td><td>中 100%.</td></tr><tr><td>高 100%.</td><td>高 100%.</td><td>高 100%.</td><td>高 100%.</td><td>高 100%.</td><td>高 100%.</td></tr></table> ■文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合[※] <table><tr><th>R2.</th><th>R3.</th><th>R4.</th><th>R5.</th><th>目標値.</th><th>達成率.</th></tr><tr><td>小 79.7%.</td><td>小 79.6%.</td><td>小 79.9%.</td><td>.</td><td>小 100%.</td><td>.</td></tr><tr><td>中 78.8%.</td><td>中 77.7%.</td><td>中 74.2%.</td><td>集計中.</td><td>中 100%.</td><td></td></tr><tr><td>高 85.1%.</td><td>高 93.8%.</td><td>高 83.7%.</td><td></td><td>高 100%.</td><td></td></tr></table> ■新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村数[※] <table><tr><th>R2.</th><th>R3.</th><th>R4.</th><th>R5.</th><th>目標値.</th><th>達成率.</th></tr><tr><td>164 市町村.</td><td>167 市町村.</td><td>175 市町村.</td><td>177 市町村.</td><td>全市町村.</td><td>98.9%.</td></tr></table>	R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.	小 95.8%.	小 95.9%.	小 92.6%.	.	認知した全てのい	.	中 95.7%.	中 95.5%.	中 92.2%.	集計中.	じめが解消される		高 92.1%.	高 99.6.1%.	高 93.6%.		ことを目指す.		R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.	調査中止.	小 87.5%.	小 86.9%.	小 85.6%.	小 100%.	小 85.6%.		中 83.7%.	中 84.0%.	中 82.6%.	中 100%.	中 82.6%.	R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.	小 79.7%.	小 79.6%.	小 79.9%.	.	小 100%.	.	中 78.8%.	中 77.7%.	中 74.2%.	集計中.	中 100%.		高 85.1%.	高 93.8%.	高 83.7%.		高 100%.		R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.	164 市町村.	167 市町村.	175 市町村.	177 市町村.	全市町村.	98.9%.	【62頁】 ○R5実績値及び達成率の更新 【63頁】 ○文言修正（誤記修正）
R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.																																																																																																																																																																																																									
小 95.8%.	小 95.9%.	小 92.6%.	小 88.5%.	認知した全てのい	小 88.5%.																																																																																																																																																																																																									
中 95.7%.	中 95.5%.	中 92.2%.	中 90.0%.	じめが解消される	中 90.0%.																																																																																																																																																																																																									
高 92.1%.	高 99.6.1%.	高 93.6%.	高 92.8%.	ことを目指す.	高 92.8%.																																																																																																																																																																																																									
R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.																																																																																																																																																																																																									
調査中止.	小 87.5%.	小 86.9%.	小 85.6%.	小 100%.	小 85.6%.																																																																																																																																																																																																									
	中 83.7%.	中 84.0%.	中 82.6%.	中 100%.	中 82.6%.																																																																																																																																																																																																									
R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.																																																																																																																																																																																																									
小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.																																																																																																																																																																																																									
中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.																																																																																																																																																																																																									
高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.																																																																																																																																																																																																									
R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.																																																																																																																																																																																																									
小 79.7%.	小 79.6%.	小 79.9%.	小 76.9%.	小 100%.	小 76.9%.																																																																																																																																																																																																									
中 78.8%.	中 77.7%.	中 74.2%.	中 68.9%.	中 100%.	中 68.9%.																																																																																																																																																																																																									
高 85.1%.	高 93.8%.	高 83.7%.	高 77.2%.	高 100%.	高 77.2%.																																																																																																																																																																																																									
R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.																																																																																																																																																																																																									
164 市町村.	167 市町村.	175 市町村.	177 市町村.	全市町村.	98.9%.																																																																																																																																																																																																									
R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.																																																																																																																																																																																																									
小 95.8%.	小 95.9%.	小 92.6%.	.	認知した全てのい	.																																																																																																																																																																																																									
中 95.7%.	中 95.5%.	中 92.2%.	集計中.	じめが解消される																																																																																																																																																																																																										
高 92.1%.	高 99.6.1%.	高 93.6%.		ことを目指す.																																																																																																																																																																																																										
R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.																																																																																																																																																																																																									
調査中止.	小 87.5%.	小 86.9%.	小 85.6%.	小 100%.	小 85.6%.																																																																																																																																																																																																									
	中 83.7%.	中 84.0%.	中 82.6%.	中 100%.	中 82.6%.																																																																																																																																																																																																									
R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.																																																																																																																																																																																																									
小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.	小 100%.																																																																																																																																																																																																									
中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.	中 100%.																																																																																																																																																																																																									
高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.	高 100%.																																																																																																																																																																																																									
R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.																																																																																																																																																																																																									
小 79.7%.	小 79.6%.	小 79.9%.	.	小 100%.	.																																																																																																																																																																																																									
中 78.8%.	中 77.7%.	中 74.2%.	集計中.	中 100%.																																																																																																																																																																																																										
高 85.1%.	高 93.8%.	高 83.7%.		高 100%.																																																																																																																																																																																																										
R2.	R3.	R4.	R5.	目標値.	達成率.																																																																																																																																																																																																									
164 市町村.	167 市町村.	175 市町村.	177 市町村.	全市町村.	98.9%.																																																																																																																																																																																																									
(中略) b 課 題 ○ひとり親世帯が抱える多様な問題に対応するため、母子・父子自立支援員をサポートする<u>弁護士</u>の活用など、相談窓口機能の充実を図り、適切な支援に結びつけていく必要があります。	(中略) b 課 題 ○ひとり親世帯が抱える多様な問題に対応するため、母子・父子自立支援員をサポートする<u>嘱託弁護士</u>の活用など、相談窓口機能の充実を図り、適切な支援に結びつけていく必要があります。																																																																																																																																																																																																													

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考																																																																																																																																																
【主な指標の達成状況】 ■体験活動を学校全体の計画に位置づけている学校の割合[※] <table><tr><th>R2_小</th><th>R3_小</th><th>R4_小</th><th>R5_小</th><th>目標値_小</th><th>達成率_小</th></tr><tr><td>小 68.9%_小</td><td>小 78.5%_小</td><td>小 82.7%_小</td><td>小 85.0%_小</td><td>小 100%_小</td><td>小 85.0%_小</td></tr><tr><td>中 59.2%_中</td><td>中 70.3%_中</td><td>中 73.6%_中</td><td>中 78.5%_中</td><td>中 100%_中</td><td>中 78.5%_中</td></tr></table> ■グローバル人材の育成に取り組む学校の割合[※] <table><tr><th>R2_小</th><th>R3_小</th><th>R4_小</th><th>R5_小</th><th>目標値_小</th><th>達成率_小</th></tr><tr><td>87.1%_小</td><td>95.7%_小</td><td>98.6%_小</td><td>91.2%_小</td><td>100%_小</td><td>91.2%_小</td></tr></table> ■全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」という設問に「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合[※] <table><tr><th>R2_小</th><th>R3_小</th><th>R4_小</th><th>R5_小</th><th>目標値_小</th><th>達成率_小</th></tr><tr><td>調査中止_小</td><td>小 79.0%_小</td><td>小 78.5%_小</td><td>小 80.4%_小</td><td>小 100%_小</td><td>小 80.4%_小</td></tr><tr><td></td><td>中 67.3%_中</td><td>中 66.3%_中</td><td>中 65.8%_中</td><td>中 100%_中</td><td>中 65.8%_中</td></tr></table> ■卒業時に進路希望を設定できない生徒数（道立高等学校において卒業時に進学や就職などの進路希望を設定できない生徒数）[※] <table><tr><th>R2_小</th><th>R3_小</th><th>R4_小</th><th>R5_小</th><th>目標値_小</th><th>達成率_小</th></tr><tr><td>39人_小</td><td>30人_小</td><td>27人_小</td><td>16人_小</td><td>0人_小</td><td>-_小</td></tr></table> (中略) 【主な指標の達成状況】[※] ■学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合[※] <table><tr><th>R2[※]</th><th>R3[※]</th><th>R4[※]</th><th>R5[※]</th><th>目標値[※]</th><th>達成率_小</th></tr><tr><td>85.7%[※]</td><td>87.4%[※]</td><td>88.4%[※]</td><td>89.5%[※]</td><td>100%[※]</td><td>89.5%_小</td></tr></table> (中略)	R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小	小 68.9% _小	小 78.5% _小	小 82.7% _小	小 85.0% _小	小 100% _小	小 85.0% _小	中 59.2% _中	中 70.3% _中	中 73.6% _中	中 78.5% _中	中 100% _中	中 78.5% _中	R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小	87.1% _小	95.7% _小	98.6% _小	91.2% _小	100% _小	91.2% _小	R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小	調査中止 _小	小 79.0% _小	小 78.5% _小	小 80.4% _小	小 100% _小	小 80.4% _小		中 67.3% _中	中 66.3% _中	中 65.8% _中	中 100% _中	中 65.8% _中	R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小	39人 _小	30人 _小	27人 _小	16人 _小	0人 _小	- _小	R2 [※]	R3 [※]	R4 [※]	R5 [※]	目標値 [※]	達成率 _小	85.7% [※]	87.4% [※]	88.4% [※]	89.5% [※]	100% [※]	89.5% _小	主な指標の達成状況】 ■体験活動を学校全体の計画に位置づけている学校の割合[※] <table><tr><th>R2_小</th><th>R3_小</th><th>R4_小</th><th>R5_小</th><th>目標値_小</th><th>達成率_小</th></tr><tr><td>小 68.9%_小</td><td>小 78.5%_小</td><td>小 82.7%_小</td><td>集計中_小</td><td>小 100%_小</td><td>-_小</td></tr><tr><td>中 59.2%_中</td><td>中 70.3%_中</td><td>中 73.6%_中</td><td></td><td>中 100%_中</td><td>-_中</td></tr></table> ■グローバル人材の育成に取り組む学校の割合[※] <table><tr><th>R2_小</th><th>R3_小</th><th>R4_小</th><th>R5_小</th><th>目標値_小</th><th>達成率_小</th></tr><tr><td>87.1%_小</td><td>95.7%_小</td><td>98.6%_小</td><td>91.2%_小</td><td>100%_小</td><td>91.2%_小</td></tr></table> ■全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」という設問に「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合[※] <table><tr><th>R2_小</th><th>R3_小</th><th>R4_小</th><th>R5_小</th><th>目標値_小</th><th>達成率_小</th></tr><tr><td>調査中止_小</td><td>小 79.0%_小</td><td>小 78.5%_小</td><td>小 80.4%_小</td><td>小 100%_小</td><td>小 80.4%_小</td></tr><tr><td></td><td>中 67.3%_中</td><td>中 66.3%_中</td><td>中 65.8%_中</td><td>中 100%_中</td><td>中 65.8%_中</td></tr></table> ■卒業時に進路希望を設定できない生徒数（道立高等学校において卒業時に進学や就職などの進路希望を設定できない生徒数）[※] <table><tr><th>R2_小</th><th>R3_小</th><th>R4_小</th><th>R5_小</th><th>目標値_小</th><th>達成率_小</th></tr><tr><td>39人_小</td><td>30人_小</td><td>27人_小</td><td>集計中_小</td><td>0人_小</td><td>-_小</td></tr></table> (中略) 【主な指標の達成状況】[※] ■学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合[※] <table><tr><th>R2[※]</th><th>R3[※]</th><th>R4[※]</th><th>R5[※]</th><th>目標値[※]</th><th>達成率_小</th></tr><tr><td>85.7%[※]</td><td>87.4%[※]</td><td>88.4%[※]</td><td>集計中[※]</td><td>100%[※]</td><td>-_小</td></tr></table> (中略)	R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小	小 68.9% _小	小 78.5% _小	小 82.7% _小	集計中 _小	小 100% _小	- _小	中 59.2% _中	中 70.3% _中	中 73.6% _中		中 100% _中	- _中	R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小	87.1% _小	95.7% _小	98.6% _小	91.2% _小	100% _小	91.2% _小	R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小	調査中止 _小	小 79.0% _小	小 78.5% _小	小 80.4% _小	小 100% _小	小 80.4% _小		中 67.3% _中	中 66.3% _中	中 65.8% _中	中 100% _中	中 65.8% _中	R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小	39人 _小	30人 _小	27人 _小	集計中 _小	0人 _小	- _小	R2 [※]	R3 [※]	R4 [※]	R5 [※]	目標値 [※]	達成率 _小	85.7% [※]	87.4% [※]	88.4% [※]	集計中 [※]	100% [※]	- _小	○誤記修正 ○R5実績値及び達成率の更新 【64頁】 ○R5実績値の更新 【66頁】 ○R5実績値及び達成率の更新
R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小																																																																																																																																													
小 68.9% _小	小 78.5% _小	小 82.7% _小	小 85.0% _小	小 100% _小	小 85.0% _小																																																																																																																																													
中 59.2% _中	中 70.3% _中	中 73.6% _中	中 78.5% _中	中 100% _中	中 78.5% _中																																																																																																																																													
R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小																																																																																																																																													
87.1% _小	95.7% _小	98.6% _小	91.2% _小	100% _小	91.2% _小																																																																																																																																													
R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小																																																																																																																																													
調査中止 _小	小 79.0% _小	小 78.5% _小	小 80.4% _小	小 100% _小	小 80.4% _小																																																																																																																																													
	中 67.3% _中	中 66.3% _中	中 65.8% _中	中 100% _中	中 65.8% _中																																																																																																																																													
R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小																																																																																																																																													
39人 _小	30人 _小	27人 _小	16人 _小	0人 _小	- _小																																																																																																																																													
R2 [※]	R3 [※]	R4 [※]	R5 [※]	目標値 [※]	達成率 _小																																																																																																																																													
85.7% [※]	87.4% [※]	88.4% [※]	89.5% [※]	100% [※]	89.5% _小																																																																																																																																													
R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小																																																																																																																																													
小 68.9% _小	小 78.5% _小	小 82.7% _小	集計中 _小	小 100% _小	- _小																																																																																																																																													
中 59.2% _中	中 70.3% _中	中 73.6% _中		中 100% _中	- _中																																																																																																																																													
R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小																																																																																																																																													
87.1% _小	95.7% _小	98.6% _小	91.2% _小	100% _小	91.2% _小																																																																																																																																													
R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小																																																																																																																																													
調査中止 _小	小 79.0% _小	小 78.5% _小	小 80.4% _小	小 100% _小	小 80.4% _小																																																																																																																																													
	中 67.3% _中	中 66.3% _中	中 65.8% _中	中 100% _中	中 65.8% _中																																																																																																																																													
R2 _小	R3 _小	R4 _小	R5 _小	目標値 _小	達成率 _小																																																																																																																																													
39人 _小	30人 _小	27人 _小	集計中 _小	0人 _小	- _小																																																																																																																																													
R2 [※]	R3 [※]	R4 [※]	R5 [※]	目標値 [※]	達成率 _小																																																																																																																																													
85.7% [※]	87.4% [※]	88.4% [※]	集計中 [※]	100% [※]	- _小																																																																																																																																													

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新 (原案たたき台)	旧 (素案)	備考
(1) 計画の基本目標 「こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現」、「こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の実現」の2つを基本目標に掲げ、各般の施策を進めていくこととします。 この基本目標の達成に向けて、本計画期間（令和7年度（2025年度）～11年度（2029年度））内においては、前者について、「こどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人の割合」<u>70%（R5：全国 15.7%）</u>、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合」<u>70%（R5：全国 20.3%）</u>、「こども基本法について知っているこどもや大人の割合」<u>（R5：こども 31.6%、大人 56.8%）</u>の増加を図り、後者について、「安心してこどもを育てられる環境の向上（各種調査による、環境が整っていると思う人の割合 <u>R5：57.2%</u>）の増加」を図るとともに、出生率を全国平均 <u>（R5：全国 1.12、道 1.06）</u> まで引き上げることを目標として設定します。 (中略) ② こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映 ○こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進 ・こども向けパブリックコメントの着実な実施など、道の施策について、インターネットを活用するなどして、全道のこども・若者から幅広く意見を聴き、こども・若者の意見が道政へ反映されるよう取り組みます。	(1) 計画の基本目標 「こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現」、「こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の実現」の2つを基本目標に掲げ、各般の施策を進めていくこととします。 この基本目標の達成に向けて、本計画期間（令和7年度（2025年度）～11年度（2029年度））内においては、前者について、「こどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人の割合」、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合」、「こども基本法について知っているこどもや大人の割合」の増加を図り、後者について、「安心してこどもを育てられる環境の向上（各種調査による、環境が整っていると思う人の割合の増加）」を図るとともに、<u>出生率を全国平均まで引き上げることを目標として設定</u>します。 (中略) ② こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映 ○こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進 ・こども向けパブリックコメントの着実な実施など、道の施策について、インターネットを活用するなどして、全道のこども・若者から幅広く意見を聴き、こども・若者の意見が道政へ反映されるよう取り組みます。	【78頁】 ○基本目標値の設定 ※こども大綱等を勘案 【81頁】

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
・ 北海道こども施策審議会に「こども部会」を設置し、こどもの目線に立って考えた北海道の課題の解決に向けた様々な意見を道政へ反映させるよう取り組みます。 ・ 北海道こども施策審議会に<u>こども・若者委員</u>の参画を促進し、道政にこども・若者の意見を反映させるための取組を推進します。 （中略） ⑥ 不登校のこどもへの支援 ○支援体制の整備 ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT を活用した学習支援、NP0 やフリースクール等との連携など、不登校のこどもと<u>その家族</u>への支援体制を整備します。 （中略） ○子育てバリアフリー等の整備 ・ 「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づき、妊産婦や子育て家庭が安心して外出できるよう、公共的施設等におけるバリアフリー化を推進します。 ・ 妊産婦等への配慮など社会全体が互いに思いやり助け合う社会の実現に向け、「心のバリアフリー」化を進めるため、	・ 北海道こども施策審議会に「こども部会」を設置し、こどもの目線に立って考えた北海道の課題の解決に向けた様々な意見を道政へ反映させるよう取り組みます。 ・ 北海道こども施策審議会に「<u>こども・若者</u>」委員の参画を促進し、道政にこども・若者の意見を反映させるための取組を推進します。 （中略） ⑥ 不登校のこどもへの支援 ○支援体制の整備 ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT を活用した学習支援、NP0 やフリースクール等との連携など、不登校の<u>こどもへの</u>支援体制を整備します。 （中略） ○子育てバリアフリー等の整備 ・ 「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づき、妊産婦や子育て家庭が安心して外出できるよう、公共的施設等におけるバリアフリー化を推進します。 ・ 妊産婦等への配慮など社会全体が互いに思いやり助け合う社会の実現に向け、「心のバリアフリー」化を進めるため、「マ	○文言修正（平仄合わせ） 【85頁】 ○部会意見を踏まえた修正 【88頁】

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
「マタニティマーク」や「妊婦さんの日」、道立施設で実施する「こどもファスト・トラック」の取組が多くの人に浸透するよう、広報啓発に取り組みます。 ・ <u>授乳・搾乳</u>やおむつ交換ができる施設を登録・紹介する「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業の更なる拡大をめざし、公共施設や店舗、企業等に働きかけ、親子が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、子育て世帯に配慮した様々な企業等のサービス情報をサイト等の活用により、わかりやすく情報発信します。 (中略) ⑩ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○望ましい生活習慣確立のための意識啓発 ・「生活リズムチェックシート」の活用や「早寝早起き朝ごはん運動」の推進などによる、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。 ・ <u>ゲームやスマホなどの長時間利用</u>は、食事や睡眠の時間が削られるなど発達段階にある<u>こども</u>の心や体に悪影響を及ぼすことから、指導の充実に努めます。 ○<u>児童館活動等</u>の促進 ・ こどもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場と	タニティマーク」や「妊婦さんの日」、道立施設で実施する「こどもファスト・トラック」の取組が多くの人に浸透するよう、広報啓発に取り組みます。 ・ <u>授乳</u>やおむつ交換ができる施設を登録・紹介する「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業の更なる拡大をめざし、公共施設や店舗、企業等に働きかけ、親子が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、子育て世帯に配慮した様々な企業等のサービス情報をサイト等の活用により、わかりやすく情報発信します。 (中略) ⑩ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○望ましい生活習慣確立のための意識啓発 ・「生活リズムチェックシート」の活用や「早寝早起き朝ごはん運動」の推進などによる、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。 ・ <u>ゲーム等への過度な依存</u>は、食事や睡眠の時間が削られるなど発達段階にある<u>青少年</u>の心や体に悪影響を及ぼすことから、指導の充実に努めます。 ○<u>児童館活動</u>の促進 ・ こどもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場として	○議会議論を踏まえた修正 【93頁】 ○部会意見を踏まえた修正 ○パブコメ意見を踏まえた修正

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
しての役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた児童館等の整備や関係機関相互の連携協力体制の構築などを支援します。 （中略） ○キャリア教育等の推進 ・ <u>児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、キャリア・パスポートを活用するなど、児童生徒が自身の変容や成長の自己評価を促すキャリア教育を推進します。</u> （中略） ○高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援等経済的負担の軽減 ・ 経済的な理由から修学を断念せざるを得ないこどもが少なくなるよう、各種奨学金制度等を継続するなど子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、こどもの修学機会の確保に努めます。 ・ 国の修学支援制度の状況等を踏まえながら、<u>大学生や高校生等に対する周知を図るとともに、修学機会の確保に努めます。</u>	の役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた児童館等の整備や関係機関相互の連携協力体制の構築などを支援します。 （中略） ○キャリア教育等の推進 ・ <u>若い世代から学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育成するため、学校教育における職場体験や本道基幹産業へのインターンシップ等キャリア教育の充実を図ります。</u> （中略） ○高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援等経済的負担の軽減 ・ 経済的な理由から修学を断念せざるを得ないこどもが少なくなるよう、各種奨学金制度等を継続するなど子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、こどもの修学機会の確保に努めます。 ・ 国の修学支援制度の状況等を踏まえながら、<u>大学生や高校生等の修学機会の確保に努めます。</u>	【96頁】 ○部会意見を踏まえた修正 【97頁】 ○部会意見を踏まえた修正

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
(中略) (学校における教育支援) ・ 社会福祉士や精神保健福祉士などの社会福祉等の専門的な資格や知識・技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして活用し、関係機関との連携により問題を抱える児童生徒の置かれた環境改善に向けて働きかけます。 ・ <u>公認心理師</u>や臨床心理士などの児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして中学校や道立高校等に配置し、いじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。 (中略) (就学支援の充実) ・ 経済的理由により、就学が困難と認められるこどもの保護者に対し、市町村が実施している給食費、学用品費や医療費等の援助の活用を促進するほか、高等学校等に修学が困難な生徒や私立高等学校等への入学が困難な者に対し、奨学金や貸付金の活用促進等、必要な支援を行います。 ・ 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に支援を行います。 ・ 生徒の職業意識向上や就職指導体制の充実を図るなど、高	(中略) (学校における教育支援) ・ 社会福祉士や精神保健福祉士などの社会福祉等の専門的な資格や知識・技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして活用し、関係機関との連携により問題を抱える児童生徒の置かれた環境改善に向けて働きかけます。 ・ <u>臨床心理士</u>などの児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして中学校や道立高校等に配置し、いじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。 (中略) (就学支援の充実) ・ 経済的理由により、就学が困難と認められるこどもの保護者に対し、市町村が実施している給食費、学用品費や医療費等の援助の活用を促進するほか、高等学校等に修学が困難な生徒や私立高等学校等への入学が困難な者に対し、奨学金や貸付金の活用促進等、必要な支援を行います。 ・ 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に支援を行います。 ・ 生徒の職業意識向上や就職指導体制の充実を図るなど、高校	【104頁】 ○部会意見を踏まえた修正

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
校生の就職対策の充実を図ります。 ・ <u>就学支援金などの周知に努め、</u>高等学校等における授業料に係る経済的負担の軽減を図ります。 ・ 高等学校等（就学支援金の支給対象であるもののうち特別支援学校の高等部を除く。）に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対し、授業料以外の教育費を支援するなど、経済的負担の軽減を図ります。 ・ 道内私立学校等を設置する学校法人が行う経済的理由により修学困難な生徒に対する授業料の軽減に対して支援を行います。 ・ <u>生活保護世帯に対し、一定の要件の下、</u>高等学校等への入学科、授業料、通学費、教材費などの進学費用に対して支援を行います。 ・ ひとり親家庭のこども等が高校に就学する場合に、授業料、書籍代、交通費等に対して支援を行います。 ・ 北海道に居住するアイヌの子弟で、高等学校又は高等専門学校に進学後、経済的な理由により修学が困難な者に対して支援します。 ・ 北海道に居住するアイヌの子弟で、高等学校又は高等専門	生の就職対策の充実を図ります。 ・ <u>就学支援金など、</u>高等学校等における授業料に係る経済的負担の軽減を図ります。 ・ 高等学校等（就学支援金の支給対象であるもののうち特別支援学校の高等部を除く。）に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対し、授業料以外の教育費を支援するなど、経済的負担の軽減を図ります。 ・ 道内私立学校等を設置する学校法人が行う経済的理由により修学困難な生徒に対する授業料の軽減に対して支援を行います。 ・ <u>生活保護世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、</u>高等学校等への入学科、授業料、通学費、教材費などの進学費用に対して支援を行います。 ・ ひとり親家庭のこども等が高校に就学する場合に、授業料、書籍代、交通費等に対して支援を行います。 ・ 北海道に居住するアイヌの子弟で、高等学校又は高等専門学校に進学後、経済的な理由により修学が困難な者に対して支援します。 ・ 北海道に居住するアイヌの子弟で、高等学校又は高等専門学	【105頁】○部会意見を踏まえた修正 ○部会意見を踏まえた修正

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
学校に進学し、遠距離通学のため高額な通学費を支出している者に対して支援します。 ・ 義務教育期間のこどもがいる生活保護世帯に対し、給食費や学用品に係る費用等を支給するとともに、目的とする費用に直接充てられるよう適切に運用します。 ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもに対する学習支援や居場所の提供等に取り組みます。 ・ ひとり親家庭のこどもの学習支援等を行うため、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業に対する支援を行います。 <u>（削除）</u> ・ 小・中学校及び高等学校において、外国人児童生徒等の就学促進や日本語指導、キャリア教育等の充実に努めます。 （中略）	校に進学し、遠距離通学のため高額な通学費を支出している者に対して支援します。 ・ 義務教育期間のこどもがいる生活保護世帯に対し、給食費や学用品に係る費用等を支給するとともに、目的とする費用に直接充てられるよう適切に運用します。 ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもに対する学習支援や居場所の提供等に取り組みます。 ・ ひとり親家庭のこどもの学習支援等を行うため、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業に対する支援を行います。 ・ <u>児童養護施設等に入所したこどもに対する義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費等の教育費に対する支援を行います。</u> ・ 小・中学校及び高等学校において、外国人児童生徒等の就学促進や日本語指導、キャリア教育等の充実に努めます。 （中略）	○文言整理

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
（就労促進に向けた支援） - 生活保護受給者の自立に向けた活動は、本人が主体的に取り組むことが重要であることから、インセンティブが働くように就労活動を支援します。 - 生活保護受給者が安定就労の機会を得たことにより保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。 - 生活困窮者からの自立に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、就労の支援その他の自立に関する支援等を行います。【再掲】 - 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者等に対し、ハローワークと連携して就労を支援します。 - ジョブカフェ北海道に「マザーズ・キャリアカフェ」を設置し、子育てをしながら働きたい女性等の就業をワンストップで支援します。 - 母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供、自立支援プログラム策定などの就業支援及び地域生活に関する相談のほか、弁護士等による養育費の確保に関する相談など、ひとり親家庭に対する総合的な支援を行います。【再掲】	（就労促進に向けた支援） - 生活保護受給者の自立に向けた活動は、本人が主体的に取り組むことが重要であることから、インセンティブが働くように就労活動を支援します。 - 生活保護受給者が安定就労の機会を得たことにより保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。 - 生活困窮者からの自立に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、就労の支援その他の自立に関する支援等を行います。【再掲】 - 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者等に対し、ハローワークと連携して就労を支援します。 - ジョブカフェ北海道に「マザーズ・キャリアカフェ」を設置し、子育てをしながら働きたい女性等の就業をワンストップで支援します。 - 母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供、自立支援プログラム策定などの就業支援及び地域生活に関する相談のほか、弁護士等による養育費の確保に関する相談など、ひとり親家庭に対する総合的な支援を行います。【再掲】	【110頁】

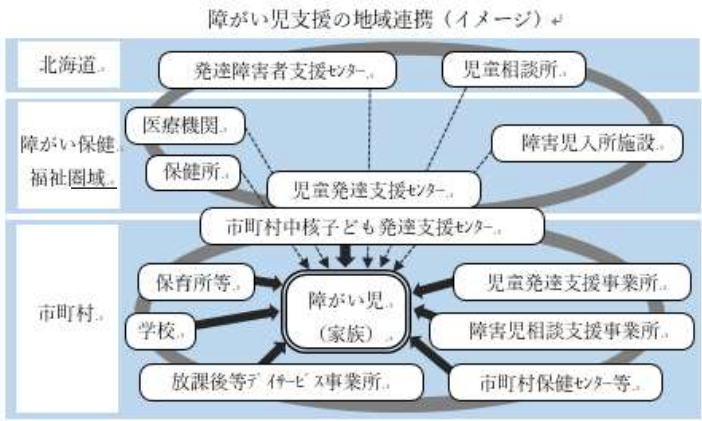
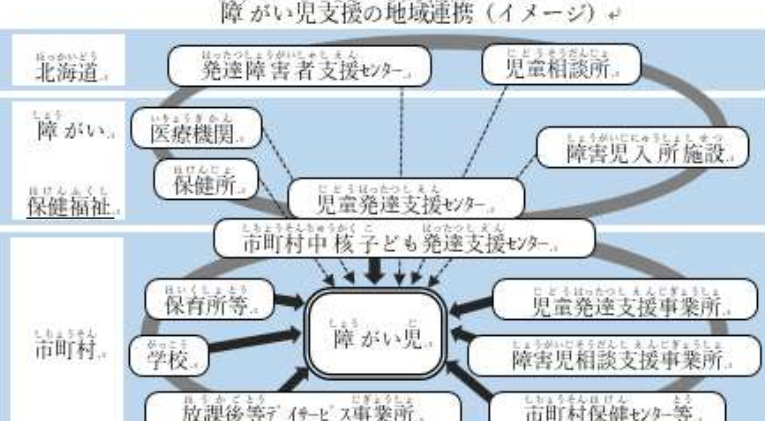
(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
・ ひとり親家庭の親の就職に<u>結びつき、かつ、</u>生活の安定に資する資格取得の支援を行います。 (中略) (専門的支援が必要な障がい児への支援の強化) ・ 常時介護を必要とする障がいのあるこどもが自らが選択した地域で生活できるよう日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。 ・ 本人やその家族等への適切な支援が図られるよう、北海道医療的ケア児等支援センターが中心となり、医療的ケアが必要なこどもを持つ<u>家族</u>や関係機関からの相談に対応するほか、支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成するなど、支援体制の充実に努めます。 (中略) (関係機関の連携等) ・ 市町村、保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童相談所、発達障害者支援（地域）センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等の関係機関と連携を図り、支援が必要なこどもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移行され、適切な支援	・ ひとり親家庭の親の就職に<u>有利となり、</u>生活の安定に資する資格取得の支援を行います。 (中略) (専門的支援が必要な障がい児への支援の強化) ・ 常時介護を必要とする障がいのあるこどもが自らが選択した地域で生活できるよう日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。 ・ 本人やその家族等への適切な支援が図られるよう、北海道医療的ケア児等支援センターが中心となり、医療的ケアが必要なこどもを持つ<u>ご家族</u>や関係機関からの相談に対応するほか、支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成するなど、支援体制の充実に努めます。 (中略) (関係機関の連携等) ・ 市町村、保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童相談所、発達障害者支援（地域）センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等の関係機関と連携を図り、支援が必要なこどもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移行され、適切な支援	○部会意見を踏まえた修正 【117頁】 ○文言修正（平仄合わせ） 【119頁】

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
支援が引き継がれていく体制を整備します。 - こどもの発達の遅れ、偏りについて、気づきの段階から継続的な支援を行うため、母子保健やこども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を進めます。 - 障がいの早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、乳幼児健康診査等の母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、日頃から障がいのあるこどもに関わる部局と、子育て支援担当部局、保健医療担当部局や教育委員会との連携を密に図る体制づくりを進めます。 - 市町村で保健・福祉・教育等との連携を促進するため、<u>総合振興局</u>・振興局が行う発達支援に関わる関係職員の研修と教育局が行う特別支援教育に関わるセミナーを合同で開催するなどし、関係機関における情報の共有化を図ります。 (中略)	が引き継がれていく体制を整備します。 - こどもの発達の遅れ、偏りについて、気づきの段階から継続的な支援を行うため、母子保健やこども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を進めます。 - 障がいの早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、乳幼児健康診査等の母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、日頃から障がいのあるこどもに関わる部局と、子育て支援担当部局、保健医療担当部局や教育委員会との連携を密に図る体制づくりを進めます。 - 市町村で保健・福祉・教育等との連携を促進するため、<u>振興局</u>が行う発達支援に関わる関係職員の研修と教育局が行う特別支援教育に関わるセミナーを合同で開催するなどし、関係機関における情報の共有化を図ります。 (中略)	○文言修正（平仄合わせ）

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
 障がい児支援の地域連携（イメージ） 北海道：発達障害者支援センター、児童相談所 障がい保健福祉圏域：医療機関、保健所、児童発達支援センター、障害児入所施設 市町村：市町村中核子ども発達支援センター、保育所等、学校、放課後等デイビス事業所、児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所、市町村保健センター等 障がい児（家族）	 障がい児支援の地域連携（イメージ） 北海道：発達障害者支援センター、児童相談所 障がい保健福祉圏域：医療機関、保健所、児童発達支援センター、障害児入所施設 市町村：市町村中核子ども発達支援センター、保育所等、学校、放課後等デイビス事業所、児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所、市町村保健センター等 障がい児（家族）	【102頁】○文言修正（誤記修正、るび削除）
（中略） （市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組） - 説明会や研修会を通じて、市町村におけるこども家庭支援センターの設置を促進するとともに、設置後の支援を行うことで、子育て家庭等に対する支援の充実を図ります。 - 住民からの相談に対応する市町村職員を対象とした研修の充実を図ります。 - 母子生活支援施設の幅広い活用を図ります。 - こどもに関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、地域による支援が適切なケ	（中略） （市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組） - 説明会や研修会を通じて、市町村におけるこども家庭支援センターの設置を促進するとともに、設置後の支援を行うことで、子育て家庭等に対する支援の充実を図ります。 - 住民からの相談に対応する市町村職員を対象とした研修の充実を図ります。 - 母子生活支援施設の幅広い活用を図ります。 - こどもに関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、地域による支援が適切なケ	【124頁】

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
ケースについては、こどもや保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問することによって、適切な在宅指導が行えるよう、児童家庭支援センターへの指導委託を促進し、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。 ・ 児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、<u>児童家庭支援センターと密接に連携して、市町村による地域のこども家庭支援の充実を図ります。</u> （中略） （代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組） ・ こどもの最善の利益を実現していくためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、必要な体制構築を進めるとともに、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討していきます。 ・ 代替養育の開始の時点から、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組に向けた対応を適切に進めます。	ースについては、こどもや保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問することによって、適切な在宅指導が行えるよう、児童家庭支援センターへの指導委託を促進し、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。 ・ 児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、<u>子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業を委託するなど、児童家庭支援センターと密接に連携して、市町村による地域のこども家庭支援の充実を図ります。</u> （中略） （代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組） ・ こどもの最善の利益を実現していくためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、必要な体制構築を進めるとともに、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討していきます。 ・ 代替養育の開始の時点から、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組に向けた対応を適切に進めます。	○文言修正（一部削除） 【126頁】

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
・ 児童相談所全体のスキルアップを図るため、親への相談支援等に関する所内研修を実施します。 ・ 市町村と児童相談所が連携して、保護者支援プログラムを実施する団体等と協働し、親子関係再構築支援に当たるとともに、こどもと親が安心して地域で生活するため、親子に関わる多様な機関等の理解促進に努めます。 ・ <u>里親、ファミリーホーム、施設</u>と協働しながら親子関係再構築支援を実施します。 ・ 新たに特別養子縁組のあっせん業務を行うことを希望する民間機関に対しては、必要な助言等を行うなど、事業開始に向けた支援に取り組みます。 （<u>里親、ファミリーホーム</u>への委託の推進に向けた取組） ・ こどもの最善の利益を実現していくためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、必要な体制構築を進めるとともに、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先の検討を進めます。【再掲】 ・ <u>里親、ファミリーホーム</u>についての広報、啓発を積極的に行うなどして、担い手となる人材確保を図ります。 ・ 里親やファミリーホームの養育者、補助者に対する研修を	・ 児童相談所全体のスキルアップを図るため、親への相談支援等に関する所内研修を実施します。 ・ 市町村と児童相談所が連携して、保護者支援プログラムを実施する団体等と協働し、親子関係再構築支援に当たるとともに、こどもと親が安心して地域で生活するため、親子に関わる多様な機関等の理解促進に努めます。 ・ <u>里親・ファミリーホーム・施設</u>と協働しながら親子関係再構築支援を実施します。 ・ 新たに特別養子縁組のあっせん業務を行うことを希望する民間機関に対しては、必要な助言等を行うなど、事業開始に向けた支援に取り組みます。 （<u>里親・ファミリーホーム</u>への委託の推進に向けた取組） ・ こどもの最善の利益を実現していくためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、必要な体制構築を進めるとともに、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先の検討を進めます。【再掲】 ・ <u>里親・ファミリーホーム</u>についての広報、啓発を積極的に行うなどして、担い手となる人材確保を図ります。 ・ 里親やファミリーホームの養育者、補助者に対する研修を	○文言修正（平仄合わせ） ○文言修正（平仄合わせ） ○文言修正（平仄合わせ）

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
実施するとともに、相互交流の場を設け、養育に関する専門性の向上を図ります。 ・ 市町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとのつながりを活用して里親制度の周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市町村と連携を図ります。 ・ 乳児院・児童養護施設や里親会などの地域資源を活用しながら、里親支援センターの<u>設置を進め</u>、里親の開拓・里親委託の推進、里親への支援の充実を図ります。 （社会的養護自立支援の推進に向けた取組） ・ 児童養護施設等退所児童に対し、進学のための新たな奨学金制度の周知、活用を促すとともに、就職や進学に向けた支度費の<u>支給によって</u>、生活・就労・自立のために必要な援助を提供し、自立に向けたきめ細やかな支援を行います。 ・ 児童養護施設等退所児童に対する自立支援を継続するため、基礎的な生活力を身に付けさせるための措置延長や自立援助ホームの活用を図ります。 ・ 児童養護施設等退所児童の職場への定着や就学の継続を支援するため、<u>児童自立生活援助事業によって</u>、家賃や生活費の支給を行うとともに、各施設に担当職員を配置し、相談対応や情報提供等のアフターケアの充実を図ります。	施するとともに、相互交流の場を設け、養育に関する専門性の向上を図ります。 ・ 市町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとのつながりを活用して里親制度の周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市町村と連携を図ります。 ・ 乳児院・児童養護施設や里親会などの地域資源を活用しながら、里親支援センターの<u>設置に向けた検討を進め</u>、里親の開拓・里親委託の推進、里親への支援の充実を図ります。 （社会的養護自立支援の推進に向けた取組） ・ 児童養護施設等退所児童に対し、進学のための新たな奨学金制度の周知、活用を促すとともに、就職や進学に向けた支度費の支給や<u>児童自立生活援助事業によって</u>、生活・就労・自立のために必要な援助を提供し、自立に向けたきめ細やかな支援を行います。 ・ 児童養護施設等退所児童に対する自立支援を継続するため、基礎的な生活力を身に付けさせるための措置延長や自立援助ホームの活用を図ります。 ・ 児童養護施設等退所児童の職場への定着や就学の継続を支援する<u>ため、家賃や生活費の支給を行うとともに</u>、各施設に担当職員を配置し、相談対応や情報提供等のアフターケアの充実を図ります。	【127頁】 ○部会意見を踏まえた修正 ○文言修正（誤記削除） ○文言修正（誤記追加）

(仮称) 北海道子ども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）			旧（素案）			備考
(中略)			(中略)			【140頁】
(仮称) 北海道子ども計画における施策体系			(仮称) 北海道子ども計画における施策体系			
I 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る			I 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る			
1	①	子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	(1) 子どもの権利の普及啓発	(2) 子どもの権利に関する学習機会の確保	(3) 相談に対応する支援体制の充実	
II 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく			II 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく			
1	②	子ども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映	(4) 子ども・若者、子育て当事者の意見反映の促進	(5) 子ども・若者の社会参加の推進	(6) 指針を踏まえた多様な居場所づくりの推進	
	③	子ども・若者の社会参加の推進	(7) 放課後児童の健全育成	(8) ネットいじめ対策の推進	(9) いじめ未然防止教育の推進	
	④	子どもの居場所づくりの推進	(10) 関係機関における連携体制の整備	(11) 支援体制の整備		
3	⑤	いじめ防止				
	⑥	不登校の子どもへの支援				
III 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する			III 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する			
1	⑦	社会全体での子ども・子育て支援の取組の推進	(12) 地域全体で子育て世帯を応援する気運の醸成	(13) 地域の推進体制の整備と取組の支援	(14) 地域における取組の支援	
	⑧	生活環境の整備	(15) 子育て支援団体等の活動の促進	(16) 父親の育児への積極的参加の促進	(17) 官民協働による地域全体での取組の促進	
2	⑨	子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実	(18) 次世代教育の推進	(19) 子育てに配慮した住宅の供給促進	(20) 安全な道路交通環境等の整備	
			(21) 子育てバリアフリー等の整備	(22) 犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進		
1	⑩	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	(23) 保育サービスの充実	(24) 教育・保育を支える人材の確保	(25) 教育・保育の一体的提供の促進	
			(26) 多様な保育サービスの提供	(27) 教育・保育の質の向上	(28) 良質なサービスの確保	
			(29) 地域における子育て支援体制等の充実	(30) 子育て支援等に関する情報提供	(31) 子育て支援拠点等の整備	
3	⑪	18歳成年に伴う主権者教育等の充実とキャリア教育の推進	(32) 望ましい生活習慣確立のための意識啓発	(33) 児童館活動等の促進	(34) 文化・スポーツ等に親しむ環境の整備	
	⑫	地域特性を活かした多様な教育機会の提供	(35) 公園、遊び場の確保	(36) 食育の推進	(37) 木育の推進	
4	⑬	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	(38) 主権者教育の推進	(39) 消費者教育の推進	(40) キャリア教育等の推進	
			(41) 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備	(42) 家庭及び社会教育への支援の促進支援の促進	(43) 経済的負担の軽減	
			(44) 高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援等経済的負担の軽減	(45) プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等	(46) 妊娠・出産に関する情報提供	
2	⑭	妊婦前から妊婦期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	(47) 子ども家庭センターの設置促進	(48) 母子保健サービスの推進体制の整備	(49) 相談体制等の整備	
			(50) 産後ケア体制の充実	(51) 周産期医療体制の整備	(52) 不妊・不育治療等への支援	
1	⑮	子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	(53) 小児医療の提供体制の整備	(54) 慢性疾患を抱える子ども・若者への支援	(55) 学童期・思春期から成人期に向けた保健体制の充実	

○パブコメ意見を踏まえた修正
「児童館」→「児童館等」

(仮称) 北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）							旧（素案）							備考		
（３）その他指標							（３）その他指標【一部調整中】							【144頁】○文言修正（削除）		
該当 ページ	ステージ	基本方針・取組	指標	令和5年度実績	目標事業量	目標年次	該当 ページ	ステージ	基本方針・取組	指標	令和5年度実績	目標事業量	目標年次	○指標の追加（２件） ※教育推進計画の指標を引用 ○該当ページの修正		
				新規・継続の別	新規設定の場合理由	新規・継続の別					新規設定の場合理由	新規・継続の別	新規設定の場合理由			
84	3	⑤いじめ防止	○関係機関における連携体制の整備	いじめ防止に向け、スクールカウンセラーや弁護士等の専門家に来て研修等を複数回行っている学校の割合	小学校29.3% 中学校35.8% 高校33.3%	75.0% 令和9年度	96	2	④妊娠前から妊産期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ○こども家庭センターの設置促進	こども家庭センター設置市町村数	28市町村 (R6.5.1現在)	全市町村	令和8年度	○誤記修正		
				新規設定	いじめ防止対策推進のため						新規設定	計画期間内の速やかな設置を目指すため				
96	3	②地域特性を活かした多様な教育機会の提供	○家庭及び社会教育への支援の促進	家庭教育サポート企業が教育委員会等と連携して家庭教育支援を行う市町村の割合	6.7% (R4実績)	54% 令和9年度	97	2	④妊娠前から妊産期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ○周産期医療体制の整備	地域周産期母子医療センターの整備圏域数	21か所	21か所 (現状維持)	令和11年度	○誤記修正		
				新規設定	家庭教育支援促進のため						新規設定	専門的な周産期医療体制確保に向けた取組を推進していくため				
98	2	④妊娠前から妊産期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	○こども家庭センターの設置促進	こども家庭センター設置市町村数	28市町村 (R6.5.1現在)	全市町村 令和8年度	97	2	④妊娠前から妊産期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ○産後ケア体制の充実	産後ケア実施市町村数	16市町村	全市町村	令和11年度	○誤記修正		
				新規設定	計画期間内の速やかな設置を目指すため						新規設定	産後ケア事業の実施を促進するため				
99	2	④妊娠前から妊産期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	○周産期医療体制の整備	地域周産期母子医療センターの整備圏域数	21か所 (現状維持)	令和11年度	114	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場設置	70市町村	全市町村	令和11年度	○誤記修正		
				新規設定	専門的な周産期医療体制確保に向けた取組を推進していくため						新規設定	協議の場の設置を促進するため				
99	2	④妊娠前から妊産期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	○産後ケア体制の充実	産後ケア事業実施市町村数	16市町村	全市町村 令和11年度	115	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	児童発達支援センターまたは市町村中核子ども発達支援センターの設置数 (障がい福祉圏域に1か所以上整備)	12か所	21か所	令和11年度	○誤記修正		
				新規設定	産後ケア事業の実施を促進するため						新規設定	発達障がい児への支援の充実を図るため				
116	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援	○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	保育所等訪問支援事業所数	16か所	21か所 令和11年度	115	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	保育所等訪問支援事業所数	16か所	21か所	令和11年度	○誤記修正		
				新規設定	保育所等訪問支援事業の実施を促進していくため						新規設定	発達障がい児への支援の充実を図るため				
116	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援	○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	児童発達支援センターまたは市町村中核子ども発達支援センターの設置数 (障がい福祉圏域に1か所以上整備)	12か所	21か所 令和11年度	115	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	保育所等訪問支援事業所数	16か所	21か所	令和11年度	○誤記修正		
				新規設定	発達障がい児への支援の充実を図るため						新規設定	保育所等訪問支援事業の実施を促進していくため				
117	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援	○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場設置	70市町村	全市町村 令和11年度	115	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	医療的ケア児等コーディネーターの配置	69市町村	全市町村	令和11年度	○誤記修正		
				新規設定	協議の場の設置を促進するため						新規設定	医療的ケア児への支援の充実を図るため				
117	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援	○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	医療的ケア児等コーディネーターの配置	69市町村	全市町村 令和11年度	115	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	9か所	21か所	令和11年度	○誤記修正		
				新規設定	医療的ケア児への支援の充実を図るため						新規設定	重症心身障がい児への支援の充実を図るため				
117	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援	○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	9か所	21か所 令和11年度	115	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	10か所	21か所	令和11年度	○誤記修正		
				新規設定	重症心身障がい児への支援の充実を図るため						新規設定	重症心身障がい児への支援の充実を図るため				
117	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援	○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	10か所	21か所 令和11年度	116	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	難聴児支援における中核的機能を有する体制の整備	－	1か所	令和11年度	○誤記修正		
				新規設定	重症心身障がい児への支援の充実を図るため						新規設定	難聴児への支援の充実を図るため				
118	1	⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援	○障がいの有無にかかわらず安心してとらに暮らすことのできる地域づくり	難聴児支援における中核的機能を有する体制の整備	－	1か所 令和11年度	122	1	⑨児童虐待防止対策と社会的養護の推進 ○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合	一時保護所、児童養護施設で暮らすこども 調整中	－	令和11年度	○目標値の設定		
				新規設定	難聴児への支援の充実を図るため						新規設定	こどもの意見表明支援推進のため				
124	1	⑨児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	一時保護所、児童養護施設で暮らすこども 全社会的養護の下で暮らすこども	－	令和11年度										
				新規設定	こどもの意見表明支援推進のため											

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）							旧（素案）							備考		
該当 ページ	ステージ	基本方針・取組	指標	令和5年度実績	目標事業量	目標年次	該当 ページ	ステージ	基本方針・取組	指標	令和5年度実績	目標事業量	目標年次	【145頁】 ○目標値の設定		
				新規・継続の別	新規設定の場合理由						新規・継続の別	新規設定の場合理由				
127	1	⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	—	全道展開	令和11年度	125	1	⑥児童虐待防止対策と社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	—	調整中	令和11年度			
				新規設定	里親制度普及促進のため						新規設定	里親制度普及促進のため				
129	1	⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○ヤングケアラーへの支援	791人	2,400人(延べ)800人(単年)	令和7年度	127	1	⑥児童虐待防止対策と社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	○ヤングケアラーへの支援	791人	2,400人(延べ)800人(単年)	令和7年度			
				新規設定	支援に携わる職員の資質向上のため						新規設定	支援に携わる職員の資質向上のため				
81	1	①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	○こどもの権利に関する学習機会の確保	100%	小学校100% 中学校100%	令和9年度	79	1	①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	○こどもの権利に関する学習機会の確保	集計中	小学校100% 中学校100%	令和9年度	○R 5 実績値の更新		
				継続設定	—						継続設定	—				
81	1	②こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映	○こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進	こども向けパブリックコメントの実施	こどもの意見に適切に反映	令和11年度	79	1	②こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映	○こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進	こども向けパブリックコメントの実施	こどもの意見に適切に反映	令和11年度			
				継続設定	—						継続設定	—				
84	3	⑤いじめ防止	○いじめ未然防止教育の推進	小学校85.6% 中学校82.6%	100.0%	令和9年度	82	3	⑤いじめ防止	○いじめ未然防止教育の推進	小学校85.6% 中学校82.6%	100.0%	令和9年度	○R 5 実績値の更新		
				継続設定	—						継続設定	—				
84	3	⑤いじめ防止	○関係機関における連携体制の整備	小学校88.5% 中学校90.0% 高校92.8%	100.0%	令和9年度	82	3	⑤いじめ防止	○関係機関における連携体制の整備	集計中	100.0%	令和9年度	○R 5 実績値の更新		
				継続設定	—						継続設定	—				
85	3	⑥不登校のこどもへの支援	○支援体制の整備	小学校78.5% 中学校68.9% 高校77.2%	100.0%	令和9年度	83	3	⑥不登校のこどもへの支援	○支援体制の整備	集計中	100.0%	令和9年度	○R 5 実績値の更新		
				継続設定	—						継続設定	—				
86	1	⑦社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進	○官民協働による地域全体で取組の促進	74市町村	全市町村	令和11年度	84	1	⑦社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進	○官民協働による地域全体で取組の促進	74市町村	全市町村	令和11年度			
				継続設定	—						継続設定	—				
87	1	⑦社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進	○次世代教育の推進	27校(R5単年)	24校(単年度) (延べ120校)	令和11年度	85	1	⑦社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進	○次世代教育の推進	27校(R5単年)	24校(単年度) (延べ120校)	令和11年度			
				継続設定	—						継続設定	—				
88	1	⑧生活環境の整備	○子育てバリアフリー等の整備	92市町村	全市町村	令和11年度	86	1	⑧生活環境の整備	○子育てバリアフリー等の整備	92市町村	全市町村	令和11年度			
				継続設定	—						継続設定	—				
88	1	⑧生活環境の整備	○犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進	小学校92.3% 中学校91.2%	100.0%	令和11年度	86	1	⑧生活環境の整備	○犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進	小学校92.3% 中学校91.2%	100.0%	令和11年度			
				継続設定	—						継続設定	—				
89	2	⑨こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	○保育サービスの充実	28人 (R6.4.1)	ゼロ	令和7年度	87	2	⑨こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	○保育サービスの充実	28人 (R6.4.1)	ゼロ	令和7年度			
				継続設定	—						継続設定	—				
93	3	⑨こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	○望ましい生活習慣確立のための意識啓発	小学校80.7% 中学校75.4%	小学校100% 中学校100%	令和9年度	91	3	⑨こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	○望ましい生活習慣確立のための意識啓発	小学校80.7% 中学校75.4%	小学校100% 中学校100%	令和9年度			
				継続設定	—						継続設定	—				

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）							旧（素案）							備考	
該当 ページ	ステージ	基本方針・取組	指標	令和5年度実績	目標事業量	目標年次	該当 ページ	ステージ	基本方針・取組	指標	令和5年度実績	目標事業量	目標年次	【146頁】 ○R 5 実績値の更新 	

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）							旧（素案）					備考				
該当 ページ	ステージ	基本方針・取組		指標	令和5年度実績	目標事業量	目標年次	該当 ページ	ステージ	基本方針・取組		指標	令和5年度実績	目標事業量	目標年次	【147頁】○目標値の設定 ※以下同じ <

○誤記修正

※ (R4実績) 追記

○指標の修正

※「協力歯科衛生士」を追記

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）							旧（素案）							備考		
該当 ページ	ステージ	基本方針・取組	指標	令和5年度実績	目標事業量	目標年次	該当 ページ	ステージ	基本方針・取組	指標	令和5年度実績	目標事業量	目標年次			
				新規・継続の別	新規設定の場合理由						新規・継続の別	新規設定の場合理由				
127	1	⑨児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	児童養護施設のこどもの高等学校等進学率	98.2%	98.5%	令和11年度	125	1	⑨児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	児童養護施設のこどもの高等学校等進学率	98.2%	調整中	令和11年度	○目標値の設定
					継続設定	—							継続設定	—		
127	1	⑨児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	児童養護施設のこどもの大学等進学率	39.2%	51.5%	令和11年度	125	1	⑨児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	児童養護施設のこどもの大学等進学率	39.2%	調整中	令和11年度	○R 5 実績値の更新
					継続設定	—							継続設定	—		
132	1	⑨こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	○こども・若者を犯罪被害から守る環境づくり	学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用 の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合	89.5%	100%	令和9年度	130	1	⑨こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	○こども・若者を犯罪被害から守る環境づくり	学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用 の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合	集計中	100%	令和9年度	
					継続設定	—							継続設定	—		
135	4	⑩共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参加促進・拡大	○両立のための環境整備	育児休業制度取得率	男性 29.4% 女性 83.5%	男性85.0% 女性90.0%	令和12年度	133	4	⑩共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参加促進・拡大	○両立のための環境整備	育児休業制度取得率	男性 29.4% 女性 83.5%	男性85.0% 女性90.0%	令和12年度	
					継続設定	—							継続設定	—		
135	4	⑩共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参加促進・拡大	○両立のための環境整備	年次有給休暇取得率	61.9%	70.0%	令和11年度	133	4	⑩共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参加促進・拡大	○両立のための環境整備	年次有給休暇取得率	61.9%	70.0%	令和11年度	
					継続設定	—							継続設定	—		
136	4	⑩共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参加促進・拡大	○働きたい女性の就労・雇用継続支援	女性（25～34歳）の就業率	78.9% (全国82.5%)	全国平均値以上	令和7年度	134	4	⑩共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参加促進・拡大	○働きたい女性の就労・雇用継続支援	女性（25～34歳）の就業率	78.9% (全国82.5%)	全国平均値以上	令和7年度	
					継続設定	—							継続設定	—		
102	1	⑭こどもの貧困対策	○相談支援	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（母子世帯）	60.5% (R4実績)	—	—	101	1	⑭こどもの貧困対策	○相談支援	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（母子世帯）	60.5% (R4実績)	—	—	
					継続設定	—							継続設定	—		
102	1	⑭こどもの貧困対策	○相談支援	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（父子世帯）	36.0% (R4実績)	—	—	101	1	⑭こどもの貧困対策	○相談支援	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（父子世帯）	36.0% (R4実績)	—	—	
					継続設定	—							継続設定	—		
103	3	⑭こどもの貧困対策	○相談支援	スクールカウンセラー配置校数（小学校）	729校	—	—	101	3	⑭こどもの貧困対策	○相談支援	スクールカウンセラー配置校数（小学校）	729校	—	—	
					継続設定	—							継続設定	—		
103	3	⑭こどもの貧困対策	○相談支援	スクールカウンセラー配置校数（中学校）	443校	—	—	101	3	⑭こどもの貧困対策	○相談支援	スクールカウンセラー配置校数（中学校）	443校	—	—	
					継続設定	—							継続設定	—		
109	3	⑭こどもの貧困対策	○生活支援	全世帯のこどもの高等学校中退者のうち、「経済的理由」で退学したものの割合（公立）	0.1% (R4実績)	—	—	108	3	⑭こどもの貧困対策	○生活支援	全世帯のこどもの高等学校中退者のうち、「経済的理由」で退学したものの割合（公立）	0.1% (R4実績)	—	—	
					継続設定	—							継続設定	—		

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）

旧（素案）

備考

3 各ライフステージの取組

施策の方向性	具体的な取組
■こども、若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	○こどもの権利の普及啓発 ○こどもの権利に関する学習機会の確保 ○相談に対応する支援体制の充実
■こども、若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映	○こども、若者、子育て当事者の意見反映の促進
■こども、若者の社会参加の推進	○こども、若者の社会参加の推進
■社会全体でのこども、子育て支援の取組の推進	○地域全体で子育て世帯を応援する取組の推進 ○地域の推進体制の整備と取組の支援 ○地域における取組の支援 ○子育て支援団体等の活動の促進 ○父親の育児への積極的参加の促進 ○市民協働による地域全体での取組の促進 ○次世代教育の推進
■生活環境の整備	○子育てに配慮した住居の供給促進 ○安全な道路・交通環境等の整備 ○子育てバリアフリー等の整備 ○犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進
■多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	○望ましい生活習慣確立のための意識啓発 ○児童館活動の促進 ○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備 ○公園、遊びの場の確保 ○食育の推進 ○水育の推進
■こどもや若者への切れ目のない保健、医療の提供	○小児医療の提供体制の整備 ○慢性疾患を抱えるこども、若者への支援 ○学習塾、習い事から成人期に向けた保健体制の充実
■こどもの貧困対策	○相談支援 ○教育支援 ○生活支援 ○保護者に対する就労支援 ○経済的支援 ○ひとり親家庭等への支援
■障がい児支援、医療的ケア児等への支援	○障がいの有無にかかわらず安心してともに暮らすことのできる地域づくり ○障がいのあるこども、若者の学びの充実
■児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○総合的な児童虐待防止対策の推進 ○社会的養護を必要とするこども、若者に対する支援 ○ヤングケアラーへの支援
■こども、若者の自殺対策、犯罪などからこども、若者を守る取組	○こども、若者の自殺対策の推進 ○こども、若者の非行や犯罪を防ぐ環境づくり ○こども、若者を犯罪被害から守る環境づくり

※「1 ライフステージを通して」は次頁の2～4までのライフステージに共通した位置付け

3 各ライフステージの取組

施策の方向性	具体的な取組
■こども、若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	○こどもの権利の普及啓発 ○こどもの権利に関する学習機会の確保 ○相談に対応する支援体制の充実
■こども、若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映	○こども、若者、子育て当事者の意見反映の促進
■こども、若者の社会参加の推進	○こども、若者の社会参加の推進
■社会全体でのこども、子育て支援の取組の推進	○地域全体で子育て世帯を応援する取組の推進 ○地域の推進体制の整備と取組の支援 ○地域における取組の推進 ○子育て支援団体等の活動の促進 ○父親の育児への積極的参加の促進 ○市民協働による地域全体での取組の促進 ○次世代教育の推進
■生活環境の整備	○子育てに配慮した住居の供給促進 ○安全な道路・交通環境等の整備 ○子育てバリアフリー等の整備 ○犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進
■多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	○望ましい生活習慣確立のための意識啓発 ○児童館活動の促進 ○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備 ○公園、遊びの場の確保 ○食育の推進 ○水育の推進
■こどもや若者への切れ目のない保健、医療の提供	○小児医療の提供体制の整備 ○慢性疾患を抱えるこども、若者への支援 ○学習塾、習い事から成人期に向けた保健体制の充実
■こどもの貧困対策	○相談支援 ○教育支援 ○生活支援 ○保護者に対する就労支援 ○経済的支援 ○ひとり親家庭等への支援
■障がい児支援、医療的ケア児等への支援	○障がいの有無にかかわらず安心してともに暮らすことのできる地域づくり ○障がいのあるこども、若者の学びの充実
■児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○総合的な児童虐待防止対策の推進 ○社会的養護を必要とするこども、若者に対する支援 ○ヤングケアラーへの支援
■こども、若者の自殺対策、犯罪などからこども、若者を守る取組	○こども、若者の自殺対策の推進 ○こども、若者の非行や犯罪を防ぐ環境づくり ○こども、若者を犯罪被害から守る環境づくり

※「1 ライフステージを通して」は次頁の2～4までのライフステージに共通した位置付け

【149頁】

○パブコメ意見を踏まえた修正
「児童館」→「児童館等」

(仮称) 北海道こども計画案 (新旧対照表) 【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考																																																																																																																						
（中略） 2 計画の点検評価 計画の推進状況については、（仮称）<u>北海道こども基本条例第 11 条第 7 項及び少子化対策条例第 21 条並びに</u>青少年条例第 12 条に基づき、公表します。 （中略） （6）<u>50 歳時の未婚割合の推移</u> （単位：％）↴ <table><tr><th rowspan="2">区 分↴</th><th colspan="2">男性↴</th><th colspan="2">女性↴</th></tr><tr><th>北海道↴</th><th>全国↴</th><th>北海道↴</th><th>全国↴</th></tr><tr><td>昭和 5 0 年↴</td><td>1.69↴</td><td>2.12↴</td><td>3.00↴</td><td>4.32↴</td></tr><tr><td>昭和 5 5 年↴</td><td>2.13↴</td><td>2.60↴</td><td>3.33↴</td><td>4.45↴</td></tr><tr><td>昭和 6 0 年↴</td><td><u>3.08↴</u></td><td>3.89↴</td><td>3.48↴</td><td>4.32↴</td></tr><tr><td>平成 2 年↴</td><td>4.28↴</td><td>5.57↴</td><td>4.07↴</td><td>4.33↴</td></tr><tr><td>平成 7 年↴</td><td>6.79↴</td><td>8.99↴</td><td>5.53↴</td><td>5.10↴</td></tr><tr><td>平成 1 2 年↴</td><td>10.06↴</td><td>12.57↴</td><td>6.95↴</td><td>5.82↴</td></tr><tr><td>平成 1 7 年↴</td><td>14.03↴</td><td>15.96↴</td><td>9.26↴</td><td>7.25↴</td></tr><tr><td>平成 2 2 年↴</td><td>19.52↴</td><td>20.14↴</td><td>13.50↴</td><td>10.61↴</td></tr><tr><td>平成 2 7 年↴</td><td>24.28↴</td><td>24.77↴</td><td>17.67↴</td><td>14.89↴</td></tr><tr><td>令和 2 年↴</td><td>27.76↴</td><td>28.25↴</td><td>20.36↴</td><td>17.81↴</td></tr></table> ↴資料：総務省「国勢調査」（45～49 歳、50～54 歳未婚率（「不詳」を除く。）の平均で、50 歳時の未婚率を示す。 ↴平成 27 年以降は不詳補完値による。）↴	区 分↴	男性↴		女性↴		北海道↴	全国↴	北海道↴	全国↴	昭和 5 0 年↴	1.69↴	2.12↴	3.00↴	4.32↴	昭和 5 5 年↴	2.13↴	2.60↴	3.33↴	4.45↴	昭和 6 0 年↴	<u>3.08↴</u>	3.89↴	3.48↴	4.32↴	平成 2 年↴	4.28↴	5.57↴	4.07↴	4.33↴	平成 7 年↴	6.79↴	8.99↴	5.53↴	5.10↴	平成 1 2 年↴	10.06↴	12.57↴	6.95↴	5.82↴	平成 1 7 年↴	14.03↴	15.96↴	9.26↴	7.25↴	平成 2 2 年↴	19.52↴	20.14↴	13.50↴	10.61↴	平成 2 7 年↴	24.28↴	24.77↴	17.67↴	14.89↴	令和 2 年↴	27.76↴	28.25↴	20.36↴	17.81↴	（中略） 2 計画の点検評価 計画の推進状況については、<u>少子化対策条例第 21 条及び青</u>少年条例第 12 条に基づき、公表します。 （中略） （6）<u>生涯未婚率の推移</u> （単位：％）↴ <table><tr><th rowspan="2">区 分↴</th><th colspan="2">男性↴</th><th colspan="2">女性↴</th></tr><tr><th>北海道↴</th><th>全国↴</th><th>北海道↴</th><th>全国↴</th></tr><tr><td>昭和 5 0 年↴</td><td>1.69↴</td><td>2.12↴</td><td>3.00↴</td><td>4.32↴</td></tr><tr><td>昭和 5 5 年↴</td><td>2.13↴</td><td>2.60↴</td><td>3.33↴</td><td>4.45↴</td></tr><tr><td>昭和 6 0 年↴</td><td><u>30.8↴</u></td><td>3.89↴</td><td>3.48↴</td><td>4.32↴</td></tr><tr><td>平成 2 年↴</td><td>4.28↴</td><td>5.57↴</td><td>4.07↴</td><td>4.33↴</td></tr><tr><td>平成 7 年↴</td><td>6.79↴</td><td>8.99↴</td><td>5.53↴</td><td>5.10↴</td></tr><tr><td>平成 1 2 年↴</td><td>10.06↴</td><td>12.57↴</td><td>6.95↴</td><td>5.82↴</td></tr><tr><td>平成 1 7 年↴</td><td>14.03↴</td><td>15.96↴</td><td>9.26↴</td><td>7.25↴</td></tr><tr><td>平成 2 2 年↴</td><td>19.52↴</td><td>20.14↴</td><td>13.50↴</td><td>10.61↴</td></tr><tr><td>平成 2 7 年↴</td><td>24.28↴</td><td>24.77↴</td><td>17.67↴</td><td>14.89↴</td></tr><tr><td>令和 2 年↴</td><td>27.76↴</td><td>28.25↴</td><td>20.36↴</td><td>17.81↴</td></tr></table> ↴資料：総務省「国勢調査」（45～49 歳、50～54 歳未婚率（「不詳」を除く。）の平均で、50 歳時の未婚率を示す。 ↴平成 27 年以降は不詳補完値による。）↴	区 分↴	男性↴		女性↴		北海道↴	全国↴	北海道↴	全国↴	昭和 5 0 年↴	1.69↴	2.12↴	3.00↴	4.32↴	昭和 5 5 年↴	2.13↴	2.60↴	3.33↴	4.45↴	昭和 6 0 年↴	<u>30.8↴</u>	3.89↴	3.48↴	4.32↴	平成 2 年↴	4.28↴	5.57↴	4.07↴	4.33↴	平成 7 年↴	6.79↴	8.99↴	5.53↴	5.10↴	平成 1 2 年↴	10.06↴	12.57↴	6.95↴	5.82↴	平成 1 7 年↴	14.03↴	15.96↴	9.26↴	7.25↴	平成 2 2 年↴	19.52↴	20.14↴	13.50↴	10.61↴	平成 2 7 年↴	24.28↴	24.77↴	17.67↴	14.89↴	令和 2 年↴	27.76↴	28.25↴	20.36↴	17.81↴	【153頁】 ○文言修正（条例を追記） 【158頁】○文言修正（表現の更新） ○誤記修正
区 分↴		男性↴		女性↴																																																																																																																				
	北海道↴	全国↴	北海道↴	全国↴																																																																																																																				
昭和 5 0 年↴	1.69↴	2.12↴	3.00↴	4.32↴																																																																																																																				
昭和 5 5 年↴	2.13↴	2.60↴	3.33↴	4.45↴																																																																																																																				
昭和 6 0 年↴	<u>3.08↴</u>	3.89↴	3.48↴	4.32↴																																																																																																																				
平成 2 年↴	4.28↴	5.57↴	4.07↴	4.33↴																																																																																																																				
平成 7 年↴	6.79↴	8.99↴	5.53↴	5.10↴																																																																																																																				
平成 1 2 年↴	10.06↴	12.57↴	6.95↴	5.82↴																																																																																																																				
平成 1 7 年↴	14.03↴	15.96↴	9.26↴	7.25↴																																																																																																																				
平成 2 2 年↴	19.52↴	20.14↴	13.50↴	10.61↴																																																																																																																				
平成 2 7 年↴	24.28↴	24.77↴	17.67↴	14.89↴																																																																																																																				
令和 2 年↴	27.76↴	28.25↴	20.36↴	17.81↴																																																																																																																				
区 分↴	男性↴		女性↴																																																																																																																					
	北海道↴	全国↴	北海道↴	全国↴																																																																																																																				
昭和 5 0 年↴	1.69↴	2.12↴	3.00↴	4.32↴																																																																																																																				
昭和 5 5 年↴	2.13↴	2.60↴	3.33↴	4.45↴																																																																																																																				
昭和 6 0 年↴	<u>30.8↴</u>	3.89↴	3.48↴	4.32↴																																																																																																																				
平成 2 年↴	4.28↴	5.57↴	4.07↴	4.33↴																																																																																																																				
平成 7 年↴	6.79↴	8.99↴	5.53↴	5.10↴																																																																																																																				
平成 1 2 年↴	10.06↴	12.57↴	6.95↴	5.82↴																																																																																																																				
平成 1 7 年↴	14.03↴	15.96↴	9.26↴	7.25↴																																																																																																																				
平成 2 2 年↴	19.52↴	20.14↴	13.50↴	10.61↴																																																																																																																				
平成 2 7 年↴	24.28↴	24.77↴	17.67↴	14.89↴																																																																																																																				
令和 2 年↴	27.76↴	28.25↴	20.36↴	17.81↴																																																																																																																				